

## 第1章 松阪市の現況と課題

---

# 第1章 松阪市の現況と課題

## 1-1 上位計画

### 1. 松阪市総合計画

松阪市総合計画では、将来の都市像、都市像実現のための基本的考え方、都市（まち）のビジョンを以下のように定め、総合的かつ効果的な施策を展開するとしている。

#### (1) 計画の期間

松阪市総合計画の計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とする。

#### (2) 将来の都市像

『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』

#### (3) 松阪市総合計画における都市（まち）のビジョン

本市が都市像を実現するにあたり、都市（まち）の将来展望を7つの視点に基づいて示した。これら7つの都市（まち）のビジョンを分野別政策として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を展開する。

また、「だれがどのようにまちをつくるのか？」に示した3つのまちづくりを基調とすることが都市づくりの基本的な考え方である。



## (4) 土地利用と地域整備の方針

### 1) 人・暮らしゾーン（市街地居住ゾーン）

人口や行政・業務機能が集積し、域内外からのアクセス性の高いゾーンでは、都市的機能のコンパクトな集積を進め、「人と人とのふれあい」を重視した、市民が快適で健康やかに暮らすことのできる地域づくりを目指す。

### 2) 農・いとなみゾーン（農業・農園ゾーン）

田園の豊かな環境や伝統文化が息づき、農林業等の基盤・体制の整備が進められているゾーンでは、地域特性に応じた農林業や地域産業の振興に努める。「人と食材とのふれあい」を重視し、自然の恵みを生かしながら、農林業の活性化を目指す地域づくりを目指す。

### 3) 緑と水・やすらぎゾーン（自然共生ゾーン）

緑と水の豊かな環境を有するゾーンでは、防災面・環境面に配慮した林業の振興や河川・海浜などの保全・整備、海浜レジャーや水産業等の地場産業の振興に努める。「人と緑と水のふれあい」を重視し、森林や水辺を保全しながら、雇用と福祉が調和した地域づくりを目指す。

## 4) ネットワークづくり

基本的な都市的機能を一定程度コンパクトに集積し、水平的かつ重層的なネットワークを構築し、地域の拠点を通じて全市域に、「いつでも、どこでも、だれもが」基本的な都市的サービスを楽しむことができることを目指す。

### ● 土地利用と地域別整備イメージ図



## 2. 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（三重県都市マスタープラン） ：平成16年2月

三重県においては、都市計画区域の基本的な施策方向を定める指針として、「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」を定めている。本市は、松阪・紀勢生活創造圏域に属し、以下の都市づくりの方針が定められている。

### （1）都市づくりの理念

美しく豊かな自然環境や歴史文化を大切に守り、活かしながら、圏域に住まう人々が活力に満ちて、将来に夢や希望を感じることができるような温かで元気ある21世紀型の地域づくりを目指し、以下の将来像を掲げている。

#### 【将来像】

##### “まち”と“緑”、“歴史”が織りなす新たな松阪・紀勢ブランドの創造

- 自然と環境を慈しみ、ともに生きる環境の保全、創造
  - 【自然豊かな山々・清流と共生する地域づくり】
  - 【生活に身近な自然を育む都市づくり】
  - 【地球温暖化対策など地球環境にやさしい持続可能な都市づくり】
- 街道文化を生かした多核（芯）ネットワーク都市づくり
  - 【交流と連携を支える都市づくり】
  - 【都市活動・交流を支える交通体系の確立】
  - 【情報ネットワークの確立】
- 歴史と文化、新産業などと一体となった新しい商都「松阪」の創造
  - 【歴史・文化を生かした都市づくり】
  - 【新しい産業拠点の形成】
  - 【新しい商都「松阪」の創造】
  - 【地域に根ざした歴史・文化を生かしたまちづくり】
  - 【安心安全な地域づくり】

### （2）圏域の将来像

#### 1）ゾーン別の基本方向

##### ① 市街地ゾーン（本庁及び嬉野管内の既成市街地）

都市機能の集積や更新、計画的な住宅地の整備等の市街地整備を進める。

## ② まちの区域ゾーン

（都市地域において建築物が集積している地域及び今後市街化が予想される地域）

用途地域の指定等による適正な土地利用への誘導を図るとともに、都市基盤等の整備を進め、生活環境の向上を図る。

## ③ 田園集落ゾーン（市街地及びまちの区域ゾーン周辺平地部の農地・集落地）

優良な農地を保全するとともに、農業的土地利用との調整を図りながら、既存の集落や住宅地における住環境の向上を図る。

## ④ 山間集落地ゾーン（谷沿いに連なる職住一体となった農山村部）

恵まれた自然や景観を保全・活用するとともに、森林等の自然環境と調和した集落地の形成を図る。

## ⑤ 自然地ゾーン（森林、河川等の良好な自然環境を有する地域）

自然環境を保全するとともに、水と緑を活用した交流機能を導入する。

## 2) 核・拠点

### ① 生活核・拠点（役場等の公共施設などが集積する中心地区）

生活環境施設の整備を促進する。

### ② 交流拠点

（田園・山間集落ゾーン、自然地ゾーンの観光・レクリエーション施設）

都市と農村の交流、地域間交流を促進する。

## 3) 連携・交流軸

### ① 湾岸都市広域連携軸（伊勢自動車道）

県内各都市や中部、関西圏とのネットワークの強化、多様な交流の拡大を図る。

### ② 湾岸都市連携軸（国道 23 号）

伊勢湾岸都市間の連携を強化するとともに、多様な交流の拡大を図る。

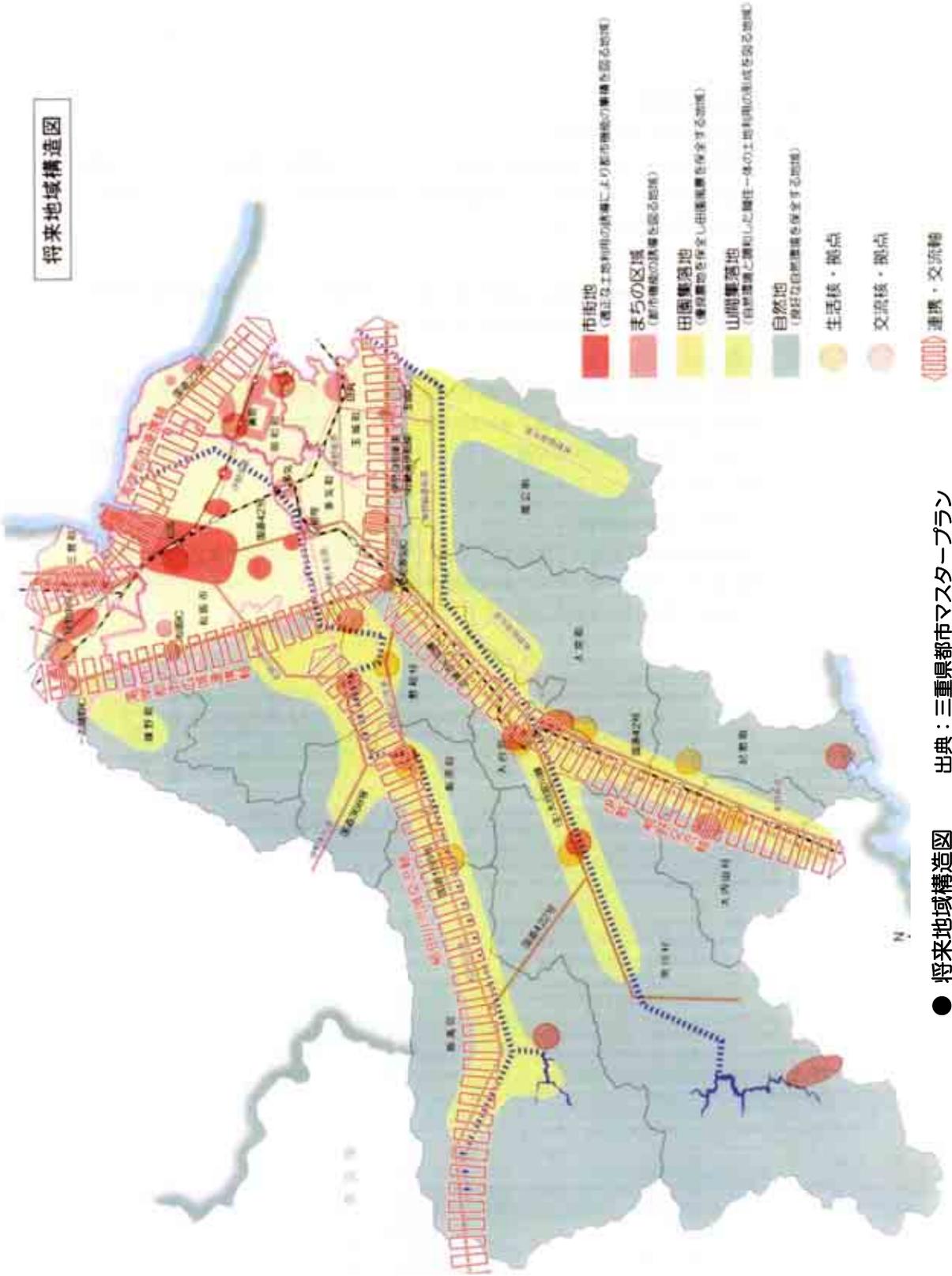
### ③ 櫛田川流域交流軸（東海南海連絡道路(構想)・国道 166 号）

自然との共生を図りつつ都市と農村の交流を促進し、また、奈良県ほか関西圏との連携を強化する。

### ④ 伊勢・熊野交流軸（近畿自動車道紀勢線・国道 42 号）

自然との共生を図りつつ都市と農村の交流を促進する。

将来地域構造図



● 将来地域構造図 出典：三重県都市マスタープラン

## 1-2 基本的な指標の整理

### 1. 自然的条件、歴史的条件の整理

#### (1) 位置及び地勢

本市は、三重県のほぼ中央部に位置し、東西 50km、南北 37km と東西に細長く延び、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に隣接し、総面積は 623.82k m<sup>2</sup> を有している。

地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる中山間地域、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れている。

広域的な位置づけとしては、ほぼ 100km 圏内に名古屋、京都、大阪の大都市があり、距離的条件等から中部圏と近畿圏の接点の役割を果たしている。

● 広域的位置図



#### (2) 沿革

天正 16 年（1588 年）、戦国の知将蒲生氏郷公の松阪城築城とともに誕生した松阪は、肥沃な伊勢平野の中央部に位置し、西には堀坂連峰、北東に広がる伊勢湾からの恵みを受け、独自の文化を育んできた。

その後、伊勢参宮街道、和歌山街道、熊野街道を結ぶ交通の要を占める恵まれた地の利を生かし、また、江戸期には松阪木綿等の特産品を商う松阪商人として財を築くなど、近世商業の町として栄え、国学者・本居宣長をはじめとする多くの文人墨客を輩出している。

以来、明治 22 年町制施行、昭和 8 年の市制施行、戦後の周辺町村合併を経て、南三重の中心都市として発展を果たし、平成 17 年 1 月には、松阪市と嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の 1 市 4 町の合併に至り、新たな市としての歩みが始められようとしている。

### (3) 気 候

本市の気候は、概ね東海型の気候区に属し、西部は寒暑の差がやや大きく内陸的な特性を有している。年間平均気温は14℃～16℃で、降水量は平野部で1,500mm程度であるが、山間部で2,000～2,500mmとかなり多くなっている。

全般的には温暖で穏やかな気候となっている。

## 2. 人口・世帯の動向

### (1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成17年（国勢調査）で168,973人となっている。

その約75%を本庁管内が占めており、嬉野管内、三雲管内をあわせた市の東部に人口の90%以上が集中する状況となっている。

人口の推移をみると、市全体では増加傾向を維持しており、本庁管内において堅調な増加傾向がみられる。嬉野管内、三雲管内において微増しているが、山間部の飯南管内、飯高管内においては、減少傾向が続いている。

世帯数は、本庁管内、嬉野管内、三雲管内で堅調な増加傾向が続いている。飯南管内、飯高管内においては、平成元年以降、減少傾向が続いていたが、平成16年にやや増加に転じている。

世帯人員は、全市で縮小傾向にある。

● 人口・世帯数の推移

項 目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	
人 口 (人)	松阪市	158,155	159,625	163,131	164,504	168,973	
	管 内	本 庁	116,886	118,725	122,449	123,727	127,142
		嬉 野	17,329	17,611	17,903	17,884	19,021
		三 雲	9,680	9,941	10,336	11,158	12,008
		飯 南	7,194	6,891	6,528	6,180	5,800
		飯 高	7,066	6,457	5,915	5,555	5,002
世帯数 (世帯)	松阪市	45,826	48,273	52,413	56,087	61,616	
	管 内	本 庁	34,628	36,846	40,400	43,256	47,265
		嬉 野	4,656	4,946	5,349	5,768	6,749
		三 雲	2,520	2,662	2,947	3,370	3,969
		飯 南	1,901	1,878	1,832	1,841	1,823
		飯 高	2,121	1,941	1,885	1,852	1,810
世帯人員 (人/世帯)	松阪市	3.45	3.31	3.11	2.93	2.74	
	管 内	本 庁	3.38	3.22	3.03	2.86	2.69
		嬉 野	3.72	3.56	3.35	3.10	2.82
		三 雲	3.84	3.73	3.51	3.31	3.03
		飯 南	3.78	3.67	3.56	3.36	3.18
		飯 高	3.33	3.33	3.14	3.00	2.76

資料：国勢調査

## (2) 人口動態

本市の人口動態をみると、自然動態では、出生数が停滞傾向であるのに対し、死亡数が徐々に増加する傾向がみられ、平成16年の自然増は、市全体で△13人と減少に転じている。特に中山間地域の飯南管内及び飯高管内では、人口の自然減が常態化している。

社会動態は、平成13、14年にやや増加数が減じたものの、毎年1,000人程の転入超過にあり、増加傾向を維持している。本庁管内を主とする市東部での転入超過傾向が堅調であるが、中山間地域においては、転出が転入を上回り、人口の流出が続いている。

### ● 人口動態の推移

項 目			平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
自然動態 (人)	出生	松阪市	1,535	1,509	1,596	1,559	1,531	
		管内	本庁	1,211	1,190	1,239	1,203	1,171
			嬉野	150	152	183	177	192
			三雲	107	97	111	123	115
			飯南	35	45	32	37	28
			飯高	32	25	31	19	25
	死亡	松阪市	1,394	1,373	1,446	1,461	1,544	
		管内	本庁	1,035	1,005	1,015	1,058	1,128
			嬉野	153	144	166	156	181
			三雲	65	70	98	81	77
			飯南	77	75	86	76	71
			飯高	64	79	81	90	87
	自然増	松阪市	141	136	150	98	△13	
		管内	本庁	176	185	224	145	43
			嬉野	△3	8	17	21	11
三雲			42	27	13	42	38	
飯南			△42	△30	△54	△39	△43	
飯高			△32	△54	△50	△71	△62	
社会動態 (人)	転入	松阪市	6,743	6,762	6,574	7,287	7,692	
		管内	本庁	4,977	4,989	4,933	5,513	5,784
			嬉野	785	916	968	893	1,002
			三雲	724	592	479	614	683
			飯南	109	115	82	156	116
			飯高	148	150	112	111	107
	転出	松阪市	5,800	6,055	6,170	6,295	6,650	
		管内	本庁	4,387	4,533	4,666	4,795	5,018
			嬉野	604	682	719	726	757
			三雲	491	504	479	473	532
			飯南	157	135	165	152	202
			飯高	161	201	141	149	141
	社会増	松阪市	943	707	404	992	1,042	
		管内	本庁	590	456	267	718	766
			嬉野	181	234	249	167	245
三雲			233	88	0	141	151	
飯南			△48	△20	△83	4	△86	
飯高			△13	△51	△29	△38	△34	

資料：三重県市町村累年統計表・出生人口、死亡人口、転入人口、転出人口

### (3) 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）は減少し、生産年齢人口（15～64歳）は微増、老年人口（65歳以上）は増加する傾向にあり、県平均値に比較し、やや少子高齢化が進んだ状況となっている。

本庁管内の構成比は、県とほぼ同等となっており、三雲管内において、やや年少人口の割合が高くなっている。中山間地域においては、少子高齢化傾向が顕著であり、特に飯高管内の生産年齢人口の減少が目立っている。

#### ● 年齢3区分別人口

項目		平成7年		平成12年		平成16年		
		人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	
三重県	0～14歳	303,645	16.5	283,081	15.2	270,542	14.5	
	15～64歳	1,240,428	67.4	1,222,594	65.9	1,208,442	64.7	
	65歳以上	297,129	16.1	350,959	18.9	389,191	20.8	
松阪市	0～14歳	26,169	16.0	24,287	14.8	23,615	14.0	
	15～64歳	108,189	66.3	106,761	64.9	108,128	64.2	
	65歳以上	28,772	17.6	33,456	20.3	36,558	21.7	
管内	本庁	0～14歳	19,755	16.1	18,499	15.0	17,986	14.2
		15～64歳	82,283	67.2	81,375	65.8	82,449	65.0
		65歳以上	20,411	16.7	23,853	19.3	26,329	20.8
	嬉野	0～14歳	2,729	15.2	2,397	13.4	2,492	13.2
		15～64歳	11,903	66.5	11,696	65.4	12,246	64.9
		65歳以上	3,271	18.3	3,791	21.2	4,119	21.8
	三雲	0～14歳	1,820	17.6	1,906	17.1	1,920	16.5
		15～64歳	6,792	65.7	7,267	65.1	7,506	64.4
		65歳以上	1,723	16.7	1,985	17.8	2,238	19.2
	飯南	0～14歳	1,039	15.9	819	13.3	660	11.3
		15～64歳	3,830	58.7	3,471	56.2	3,253	55.7
		65歳以上	1,659	25.4	1,890	30.6	1,925	33.0
	飯高	0～14歳	826	14.0	666	12.0	557	10.8
		15～64歳	3,381	57.2	2,952	53.1	2,674	51.6
		65歳以上	1,708	28.9	1,937	34.9	1,947	37.6

資料：国勢調査、三重県統計書

#### (4) 流出入人口

##### ① 流出入人口・流入人口の状況

本市における流出流入人口の状況をみると、本庁管内において流入人口が流出人口を上回っており、就業等の場を有する自立的な都市機能がうかがえ、周辺地域に対し、中核的な都市機能を果たしているものと考えられる。

嬉野管内及び三雲管内については、流出人口の比率が高く、住宅地としての性格が強くなっていると考えられる。

飯南管内及び飯高管内においては、農山村地の就業状況を反映し、流入人口の比率が低くなっている。

##### ● 流出入人口・流入人口の推移

項 目			平成2年		平成7年		平成12年	
			人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
管内	本庁	夜間人口	118,723	100.0	122,449	100.0	123,727	100.0
		流出人口	16,025	13.5	18,346	15.0	19,809	16.0
		昼間人口	122,473	100.0	125,129	100.0	125,502	100.0
		流入人口	19,775	16.1	21,026	16.8	21,584	17.2
	嬉野	夜間人口	17,609	100.0	17,903	100.0	17,884	100.0
		流出人口	6,424	36.5	6,818	38.1	6,859	38.4
		昼間人口	12,901	100.0	13,384	100.0	13,672	100.0
		流入人口	1,716	13.3	2,299	17.2	2,647	19.4
	三雲	夜間人口	9,938	100.0	10,335	100.0	11,158	100.0
		流出人口	3,316	33.4	3,574	34.6	3,954	35.4
		昼間人口	9,449	100.0	10,271	100.0	10,654	100.0
		流入人口	2,827	29.9	3,510	34.2	3,450	32.4
	飯南	夜間人口	6,891	100.0	6,528	100.0	6,180	100.0
		流出人口	1,363	19.8	1,433	22.0	1,485	24.0
		昼間人口	6,119	100.0	5,698	100.0	5,382	100.0
		流入人口	591	9.7	603	10.6	687	12.8
	飯高	夜間人口	6,457	100.0	5,915	100.0	5,555	100.0
		流出人口	688	10.7	717	12.1	772	13.9
昼間人口		6,101	100.0	5,514	100.0	5,159	100.0	
流入人口		332	5.4	316	5.7	376	7.3	

資料：国勢調査（平成12年度）

## ② 従業・通学状況

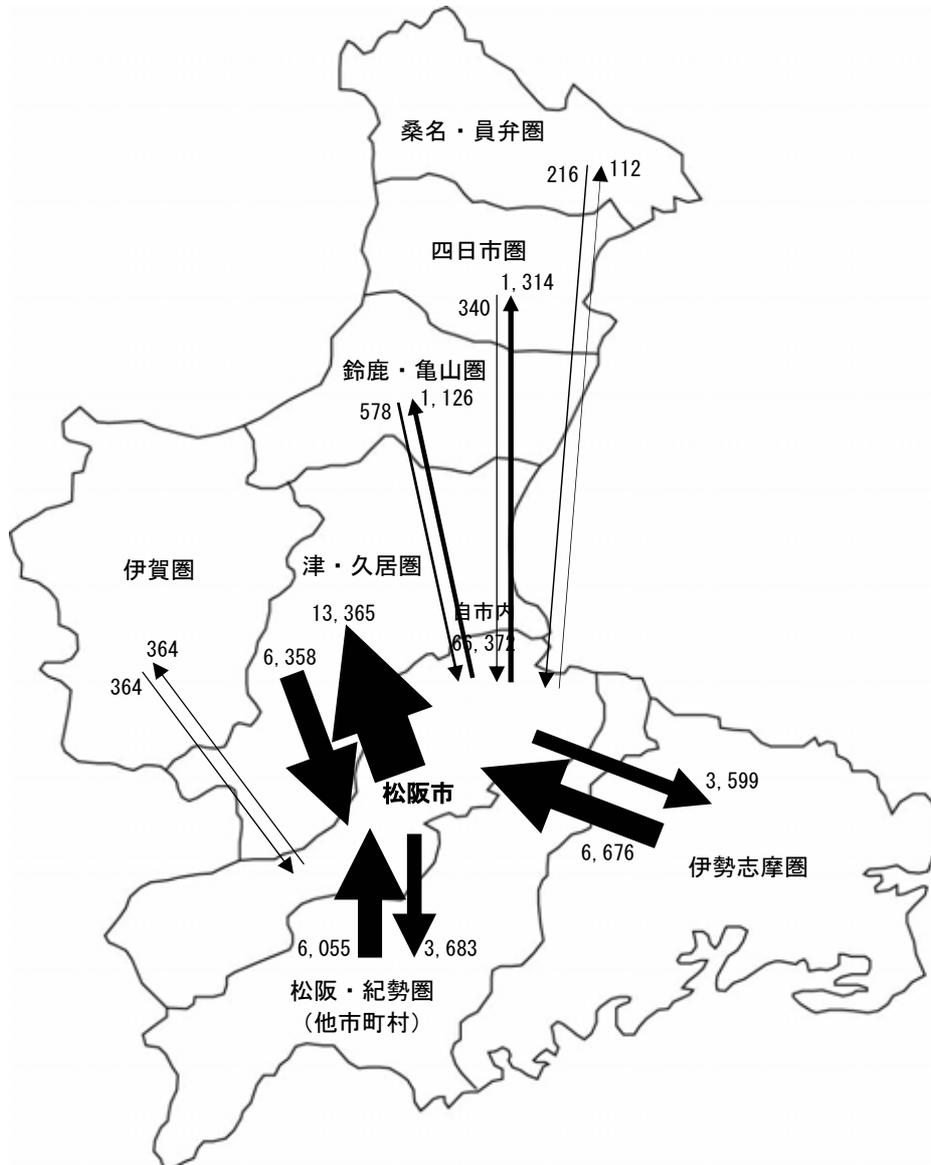
本市の従業・通学の状況を見ると、本市常住の従業・通学者では約75%が自市内での従業・通学となっており、また、本市に従業・通学する者のうち、約72%が自市内に常住する従業・通学者となっている。

従業・通学による移動は、ほとんど県内の市町間で行われており、特に隣接圏域を構成する市町村間での従業・通学が多くなっている。

このうち、津・久居圏は、主要な通勤・通学先となっており、中でも、嬉野管内及び三雲管内は、津市との繋がりが強くなっている。

また、伊勢志摩圏、津・久居圏ならびに松阪・紀勢圏（松阪市以外の他市町村）に対しては、本市が主な通勤・通学先としての役割を果たしており、その多くを本庁管内において担っている。

### ● 従業・通学状況



● 常住地による従業・通学の状況

項目			常住地								
			自市町	管内							
				本庁	嬉野	三雲	飯南	飯高			
常住する就業・通学者			92,173	69,412	10,292	6,442	3,261	2,766			
従業・通学先	自市町		人数	66,372	52,132	5,133	3,791	2,762	2,554		
			構成比	72.0	75.1	49.9	58.8	84.7	92.3		
	管内	本庁	人数	53,461	49,903	1,254	1,090	864	350		
			構成比	58.0	71.9	12.2	16.9	26.5	12.7		
		嬉野	人数	4,324	659	3,470	195	0	0		
			構成比	4.7	0.9	33.7	3.0	0.0	0.0		
		三雲	人数	4,104	1,162	409	2,506	17	10		
			構成比	4.5	1.7	4.0	38.9	0.5	0.4		
		飯南	人数	2,234	258	0	0	1,778	198		
			構成比	2.4	0.4	0.0	0.0	54.5	7.2		
		飯高	人数	2,249	150	0	0	103	1,996		
			構成比	2.4	0.2	0.0	0.0	3.2	72.2		
		県内他市町村			人数	23,945	15,890	4,849	2,538	481	187
					構成比	26.0	22.9	47.1	39.4	14.8	6.8
	松阪・紀勢圏			人数	3,683	3,247	74	57	230	75	
				構成比	4.0	4.7	0.7	0.9	7.1	2.7	
	津・久居圏			人数	13,365	7,496	3,739	1,984	110	36	
				構成比	14.5	10.8	36.3	30.8	3.4	1.3	
	伊勢志摩圏			人数	3,599	3,157	248	126	58	10	
				構成比	3.9	4.5	2.4	2.0	1.8	0.4	
	四日市圏			人数	1,314	891	300	113	10	0	
				構成比	1.4	1.3	2.9	1.8	0.3	0.0	
	桑名・員弁圏			人数	112	72	29	11	0	0	
				構成比	0.1	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	
	鈴鹿・亀山圏			人数	1,126	697	267	149	13	0	
				構成比	1.2	1.0	2.6	2.3	0.4	0.0	
	伊賀圏			人数	364	233	99	32	0	0	
		構成比	0.4	0.3	1.0	0.5	0.0	0.0			
その他市町村			人数	382	97	93	66	60	66		
			構成比	0.4	0.1	0.9	1.0	1.8	2.4		
県外			人数	1,856	1,390	310	113	18	25		
			構成比	2.0	2.0	3.0	1.8	0.6	0.9		
愛知県			人数	899	793	211	80	14	0		
			構成比	1.0	1.1	2.1	1.2	0.4	0.0		
名古屋市			人数	899	647	173	68	11	0		
			構成比	1.0	0.9	1.7	1.1	0.3	0.0		
その他府県			人数	772	597	99	33	18	25		
			構成比	0.8	0.9	1.0	0.5	0.6	0.9		

資料：国勢調査（平成12年度）

● 従業・通学地による常住地の状況

項目			従業・通学先								
			自市町	管内							
				本庁	嬉野	三雲	飯南	飯高			
当地の就業・通学者			88,189	71,332	6,117	5,905	2,463	2,372			
常住地	自市町		人数	66,372	53,461	4,324	4,104	2,234	2,249		
			構成比	75.3	74.9	70.7	69.5	90.7	94.8		
	管内	本庁	人数	52,132	49,903	659	1,162	258	150		
			構成比	59.1	70.0	10.8	19.7	10.5	6.3		
		嬉野	人数	5,133	1,254	3,470	409	0	0		
			構成比	5.8	1.8	56.7	6.9	0.0	0.0		
		三雲	人数	3,791	1,090	195	2,506	0	0		
			構成比	4.3	1.5	3.2	42.4	0.0	0.0		
		飯南	人数	2,762	864	0	17	1,778	103		
			構成比	3.1	1.2	0.0	0.3	72.2	4.3		
		飯高	人数	2,554	350	0	10	198	1,996		
			構成比	2.9	0.5	0.0	0.2	8.0	84.1		
		県内他市町村			人数	20,935	17,095	1,746	1,768	219	107
					構成比	23.7	24.0	28.5	29.9	8.9	4.5
	松阪・紀勢圏	人数	6,055	5,508	152	196	164	35			
		構成比	6.9	7.7	2.5	3.3	6.7	1.5			
	津・久居圏	人数	6,358	4,010	1,184	1,142	11	11			
		構成比	7.2	5.6	19.4	19.3	0.4	0.5			
	伊勢志摩圏	人数	6,676	6,191	216	269	0	0			
		構成比	7.6	8.7	3.5	4.6	0.0	0.0			
	四日市圏	人数	340	302	38	0	0	0			
		構成比	0.4	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0			
	桑名・員弁圏	人数	216	216	0	0	0	0			
		構成比	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0			
	鈴鹿・亀山圏	人数	578	491	46	41	0	0			
		構成比	0.7	0.7	0.8	0.7	0.0	0.0			
	伊賀圏	人数	364	350	14	0	0	0			
		構成比	0.4	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0			
その他市町村	人数	348	27	96	120	44	61				
	構成比	0	0	2	2	2	3				
県外			人数	882	776	47	33	10	16		
			構成比	1	1	1	1	0	1		
愛知県	人数	367	336	11	20	—	—				
	構成比	0	0	0	0	—	—				
その他府県	人数	515	440	36	13	10	16				
	構成比	1	1	1	0	0	1				

資料：国勢調査（平成12年度）

### 3. 就業構造・産業構造の動向

#### (1) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口をみると、第1次・第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向にあり、市全体の人口構成比は県とほぼ同等となっている。

本庁管内においては、第3次産業の割合が高く、都市型の特性を示している。

三雲管内は、第1次産業の構成比がやや高く、田園を含む都市近郊の立地特性を反映しているものと考えられるが、第1次産業の減少傾向が著しく、都市化の進展がうかがえる。また、嬉野管内は、本庁管内と三雲管内との中間的な性格にあると考えられる。

飯南管内と飯高管内は、第1次産業の構成比が高くなっているが、減少傾向にあり、近年では、第3次産業の構成比の伸びが目立っている。

#### ● 産業3区分別就業人口

項目		平成2年		平成7年		平成12年		
		就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	
三重県	第1次産業	66,786	7.5	61,609	6.5	48,545	5.2	
	第2次産業	355,104	39.6	355,048	37.5	334,299	36.1	
	第3次産業	474,467	52.9	529,942	56.0	543,529	58.7	
松阪市	第1次産業	6,584	8.3	5,930	7.1	4,646	5.6	
	第2次産業	29,424	37.3	29,706	35.6	29,010	35.0	
	第3次産業	42,967	54.4	47,796	57.3	49,281	59.4	
管内	本庁	第1次産業	3,976	6.8	3,674	5.9	2,870	4.6
		第2次産業	21,289	36.5	21,673	34.7	21,401	34.3
		第3次産業	33,095	56.7	37,121	59.4	38,167	61.1
	嬉野	第1次産業	704	8.1	620	6.7	593	6.4
		第2次産業	3,356	38.6	3,406	36.6	3,328	36.0
		第3次産業	4,637	53.3	5,282	56.7	5,322	57.6
	三雲	第1次産業	750	14.2	610	11.2	491	8.5
		第2次産業	1,865	35.2	1,965	36.0	2,044	35.2
		第3次産業	2,676	50.6	2,890	52.9	3,266	56.3
	飯南	第1次産業	615	17.8	504	15.7	368	12.6
		第2次産業	1,474	42.7	1,389	43.2	1,195	40.9
		第3次産業	1,362	39.5	1,322	41.1	1,359	46.5
	飯高	第1次産業	539	17.0	522	17.5	324	12.8
		第2次産業	1,440	45.3	1,273	42.8	1,042	41.1
		第3次産業	1,197	37.7	1,181	39.7	1,167	46.1

資料：国勢調査

#### (2) 農業

本市の農業をみると、農家数、農業就業人口、経営耕地面積ともに減少傾向が続いている。本市の農家・耕作地等の大部分を占める本庁管内において最も減少が著しいが、他管内においてもほぼ同様な傾向にある。

農業産出額をみると、市域東部においては、米を主体として、野菜ほか多様な作物が生産されているほか、本庁管内及び嬉野管内においては、畜産の割合も高くなっている。

中山間地域の飯南管内及び飯高管内では、米のほか工作園芸、お茶などの加工農産物が主要な作物となっている。

● 農業の概況

項目		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
農家数 (戸)	松阪市	11,249	10,378	9,576	8,789	7,916	
	管内	本庁	6,410	6,048	5,509	5,108	4,541
		嬉野	1,713	1,595	1,529	1,423	1,318
		三雲	1,044	989	943	856	809
		飯南	1,004	860	793	690	603
		飯高	1,078	886	802	712	645
農業就業 人口 (人)	松阪市	11,859	11,145	10,623	9,573	8,472	
	管内	本庁	6,573	6,305	6,168	5,543	5,253
		嬉野	1,654	1,592	1,559	1,377	1,286
		三雲	1,329	1,173	1,146	1,030	1,022
		飯南	1,238	1,152	1,016	896	535
		飯高	1,065	923	734	727	376
経営耕地 面積 (ha)	松阪市	8,657	8,329	7,839	7,577	6,687	
	管内	本庁	5,472	5,273	4,961	4,841	4,297
		嬉野	1,298	1,238	1,193	1,151	1,020
		三雲	1,086	1,063	999	971	926
		飯南	427	421	397	359	274
		飯高	374	334	289	255	170

資料：農業センサス

● 農業産出額（平成15年）

項目	松阪市		管内										
			本庁		嬉野		三雲		飯南		飯高		
	額 (千万円)	構成比 (%)											
耕種 内訳	米	1,042	78.6	680	81.0	141	70.5	122	90.4	60	66.7	41	67.2
	麦類	22	1.7	14	1.7	5	2.5	3	2.2	-	-	-	-
	雑穀豆類	19	1.4	13	1.5	4	2.0	2	1.5	0	0.0	0	0.0
	いも類	7	0.5	3	0.4	1	0.5	1	0.7	1	1.1	1	1.6
	野菜	231	17.4	140	16.7	39	19.5	34	25.2	10	11.1	8	13.1
	果実	43	3.2	31	3.7	3	1.5	4	3.0	2	2.2	3	4.9
	花き	32	2.4	24	2.9	4	2.0	2	1.5	1	1.1	1	1.6
	工作園芸	43	3.2	3	0.4	1	0.5	-	-	26	28.9	13	21.3
	その他	10	0.8	2	0.2	2	1.0	-	-	4	4.4	2	3.3
	畜産 内訳	247	18.6	158	18.8	58	29.0	13	9.6	9	10.0	9	14.8
肉用牛	18	1.4	15	1.8	-	-	-	-	3	3.3	-	-	
乳用牛	49	3.7	49	5.8	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚	11	0.8	11	1.3	-	-	-	-	0	0.0	-	-	
鶏	88	6.6	82	9.8	-	-	6	4.4	0	0.0	-	-	
その他	1	0.1	1	0.1	-	-	0	0.0	-	-	-	-	
加工農産物	35	2.6	2	0.2	1	0.5	-	-	21	23.3	11	18.0	
合計	1,326	100.0	840	100.0	200	100.0	135	100.0	90	100.0	61	100.0	

資料：三重県統計書

### (3) 工業

本市の工業の事業所数、従業者数の推移をみると、嬉野管内で従業者数の増加が見られるものの、平成2年以降、本庁管内での減少を反映し、減少傾向が続いている。

製造品出荷額については、3,400~4,500億円で推移しており、平成7年以降は横ばい傾向にある。本庁管内は減少傾向にあるが、嬉野管内においては増加傾向、三雲管内、飯南管内、飯高管内は横ばいもしくは微増傾向となっている。

#### ● 工業の概要

項目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年	
事業所 (事業所)	松阪市	668	708	638	558	453	
	管内	本庁	460	484	436	396	322
		嬉野	50	54	50	39	32
		三雲	38	44	44	42	35
		飯南	54	57	50	32	28
		飯高	66	69	58	49	36
従業者 (人)	松阪市	16,738	18,858	17,413	16,075	15,538	
	管内	本庁	13,557	15,181	13,715	12,708	12,314
		嬉野	981	1,139	1,324	1,400	1,554
		三雲	797	1,063	1,125	1,000	815
		飯南	544	661	579	446	340
		飯高	859	814	670	521	515
製造品 出荷額 (百万円)	松阪市	342,649	437,386	448,947	445,050	448,682	
	管内	本庁	305,166	379,084	388,744	371,367	368,142
		嬉野	13,252	17,002	21,606	34,583	40,348
		三雲	10,114	21,506	22,329	24,636	21,943
		飯南	7,132	9,072	8,639	6,484	9,449
		飯高	6,984	10,720	7,629	7,980	8,800

資料：三重県市町村累年統計表

### (4) 商業

#### ① 卸売業

本市の卸売業は、県中央卸売市場等の立地を反映し、本庁管内及び三雲管内への集積がみられる。

商店数及び従業者数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況が続いていたが、近年ではやや減少の推移となっている。年間販売額では、平成6年に三雲管内で増加があったものの、以降、減少傾向が続いている。

● 卸売業の概要

項 目		平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	
商店数 (商店)	松阪市	649	581	595	598	551	
	管内	本庁	480	409	416	433	406
		嬉野	19	24	23	22	20
		三雲	125	125	133	123	105
		飯南	16	13	14	16	14
		飯高	9	10	9	4	6
従業者 (人)	松阪市	4,926	5,387	4,974	5,264	4,160	
	管内	本庁	3,605	3,560	3,286	3,352	2,933
		嬉野	93	130	119	109	90
		三雲	1,121	1,619	1,483	1,745	1,077
		飯南	48	28	32	32	25
		飯高	59	50	54	26	35
年 間 販売額 (百万円)	松阪市	318,523	327,014	301,458	276,637	245,367	
	管内	本庁	218,027	184,587	179,541	171,026	154,511
		嬉野	1,945	2,937	2,789	2,437	1,953
		三雲	96,983	138,030	117,980	102,341	88,412
		飯南	621	434	376	357	156
		飯高	947	1,026	772	476	335

資料：三重県市町村累年統計表

② 小売業

本市の小売業は、本庁管内への集積がみられる。

商店数及び従業員数、年間販売額は、市全体では本庁管内の影響が大きく、従業員数がほぼ横ばいとなっているものの、商店数並びに年間販売額は減少傾向にある。

他管内の変動は小さく、横ばいから微減の傾向となっている。

● 小売業の概要

項 目		平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	
商店数 (商店)	松阪市	2,298	2,291	2,233	2,154	2,015	
	管内	本庁	1,809	1,847	1,811	1,728	1,610
		嬉野	139	123	123	121	115
		三雲	138	128	118	129	143
		飯南	97	86	74	71	67
		飯高	115	107	107	105	80
従業者 (人)	松阪市	9,441	10,326	10,598	10,597	10,783	
	管内	本庁	7,716	8,497	8,808	8,829	8,532
		嬉野	425	435	498	513	626
		三雲	810	919	815	794	1,167
		飯南	241	207	180	225	265
		飯高	249	268	297	236	193
年 間 販売額 (百万円)	松阪市	200,591	213,307	201,104	188,383	173,865	
	管内	本庁	167,090	180,062	169,506	156,923	135,376
		嬉野	7,604	6,824	6,449	6,724	8,507
		三雲	20,486	20,476	19,018	18,350	25,177
		飯南	2,753	2,899	2,746	3,332	2,608
		飯高	2,658	3,046	3,385	3,054	2,197

資料：三重県市町村累年統計表

## 1-3 土地利用の状況

### 1. 土地利用の動向

#### (1) 土地利用の現況

本市の総面積は、62,382ha となっている。

本市の土地利用は、東部の平野、中央部の丘陵地、西部の中山間地域と言った地形条件のもとに形成され、市域の大半は農地、森林などの自然的土地利用が占め、都市的土地利用は東部の平野に集中している。

東部の平野では、松阪駅、伊勢中川駅を中心に商業系の土地利用がなされており、その周囲を取り囲む形で住宅系の土地利用がなされている。

工業系の土地利用としては、臨海部の大口工業団地、内陸部に松阪中核工業団地、上川工業団地、天花寺工業団地がある。

平野部から中央部の丘陵地では、古くからの街道沿いに集積した集落地が散在し、これらの周囲を農地がとりまく状況となっている。

近畿自動車道以西は、森林の土地利用が大半を占め、国道・県道等の幹線道路沿いに集落や農地が立地している。

#### ● 総面積・地目別面積の推移

単位：ha

項目	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	
平成12年度	松阪市	62,380	6,892	2,058	2,795	68	19,275	196	784	30,312
管内	本庁	20,965	4,503	1,049	1,995	29	4,409	81	307	8,592
	嬉野	7,799	1,110	328	285	1	2,776	33	390	2,876
	三雲	1,889	929	134	258	38	-	8	26	496
	飯南	7,633	178	315	150	1	3,654	21	26	3,288
	飯高	24,094	172	233	107	-	8,436	52	35	15,059
平成16年度	松阪市	62,380	6,794	2,036	2,846	67	19,149	191	824	30,473
管内	本庁	20,965	4,444	1,034	2,024	28	4,364	82	339	8,650
	嬉野	7,799	1,090	326	297	1	2,769	33	393	2,890
	三雲	1,889	914	134	266	37	-	2	30	506
	飯南	7,633	176	313	151	1	3,640	22	27	3,303
	飯高	24,094	170	229	108	-	8,376	52	35	15,124

※ 平成18年度に公有水面埋立により、本庁管内において行政面積が約2ha増加。資料：三重県統計書

#### (2) 土地利用転換の動向

平成15年度における本市の全土地取引は1,991件、1,118.6haとなっており、本庁管内の1,278件が全体の64.2%を占めている。都市計画法に基づく開発許可は、本庁管内47件、7.0ha、嬉野管内10件、3.5ha、三雲管内11件、2.4haとなっている。

また、農地法に基づく農地転用の状況は、全市で376件、38.8haとなっており、区域指定の状況を反映して本市の東部における転用が多くなっている。このうち、転用された農地全体の約28%にあたる10.28haが住宅用地に転用されている。

農地転用件数を各管内の総面積で除すと、松阪市全体の 0.60 件/k㎡に対し、本庁管内 1.21 件/k㎡、嬉野管内 0.74 件/k㎡、三雲管内 2.06 件/k㎡、飯南管内 0.28 件/k㎡、飯高管内 0.004 件/k㎡となっており、特に三雲管内、本庁管内で農地転用が進んでいると言える。

土地利用転換の多くは、松阪駅周辺の既成市街地の北部及び西部、三雲管内北部、嬉野市街地周辺等となっている。

● 土地取引の状況（平成 15 年度）（単位：件、ha、ha/件）

項目	全土地取引			国土利用計画法に基づく土地取引の届出			
	件数	面積	面積/件	件数	面積	面積/件	
松阪市	1,991	1,118.6	0.56	21	30.29	1.44	
管内	本庁	1,278	88.9	0.07	13	4.13	0.32
	嬉野	208	32.3	0.16	1	5.04	5.04
	三雲	205	14.1	0.07	—	—	—
	飯南	83	23.0	0.28	5	17.36	3.47
	飯高	217	960.3	4.43	2	3.76	1.88

資料：平成 15 年度土地利用動向調査（三重県）

● 開発動向の状況（平成 15 年度）（単位：件、ha）

項目	都市計画法に基づく開発許可			農地法に基づく農地転用の許可・届出			
	件数	面積	面積/件	件数	面積	面積/件	
松阪市	68	12.9	0.19	376	38.80	0.10	
管内	本庁	47	7.0	0.15	257	27.49	0.11
	嬉野	10	3.5	0.35	58	6.30	0.11
	三雲	11	2.4	0.21	39	3.58	0.09
	飯南	—	—	—	22	1.29	0.06
	飯高	—	—	—	1	0.14	0.14

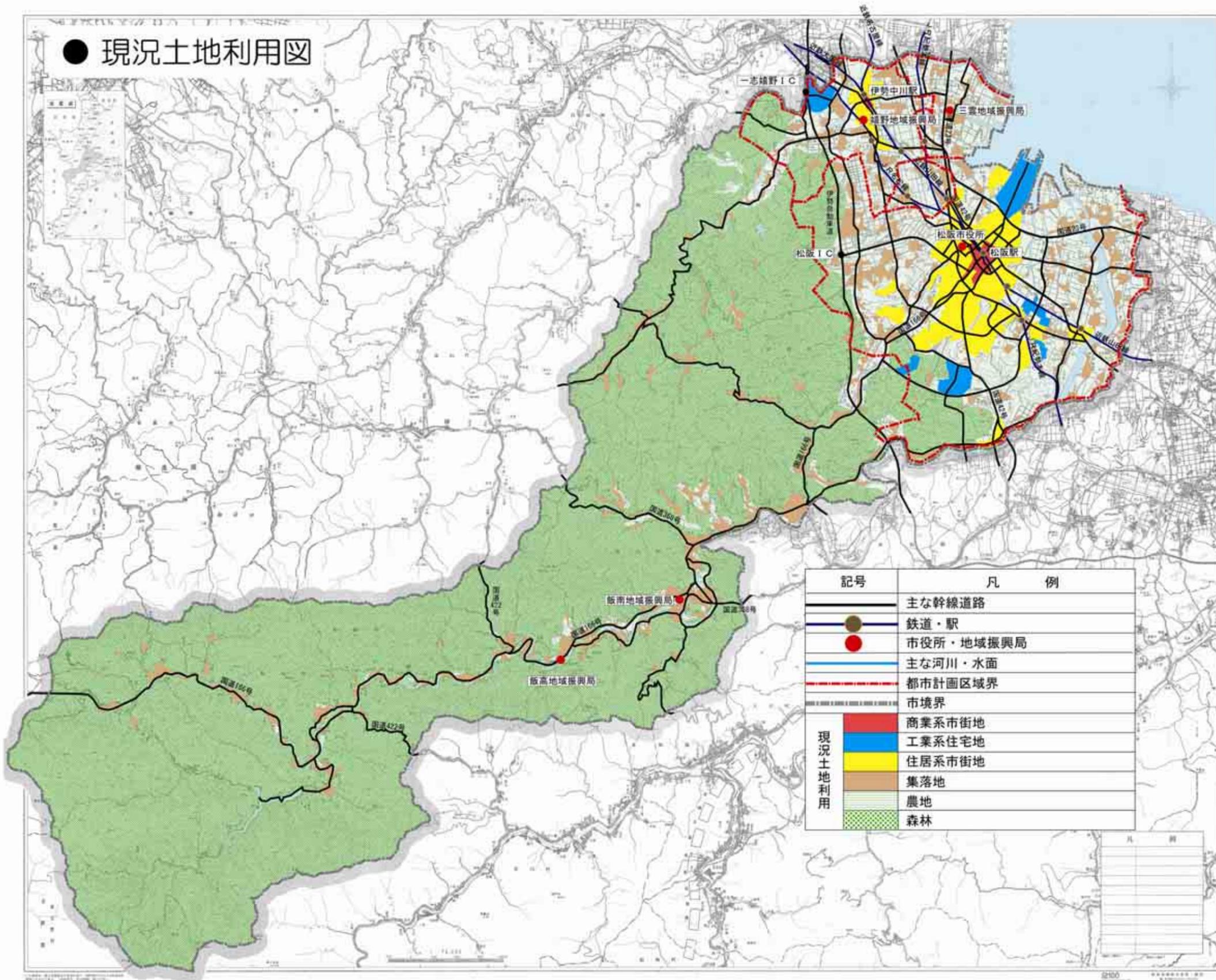
資料：平成 15 年度土地利用動向調査（三重県）

● 農地転用目的の状況（平成 15 年度）（単位：件、ha）

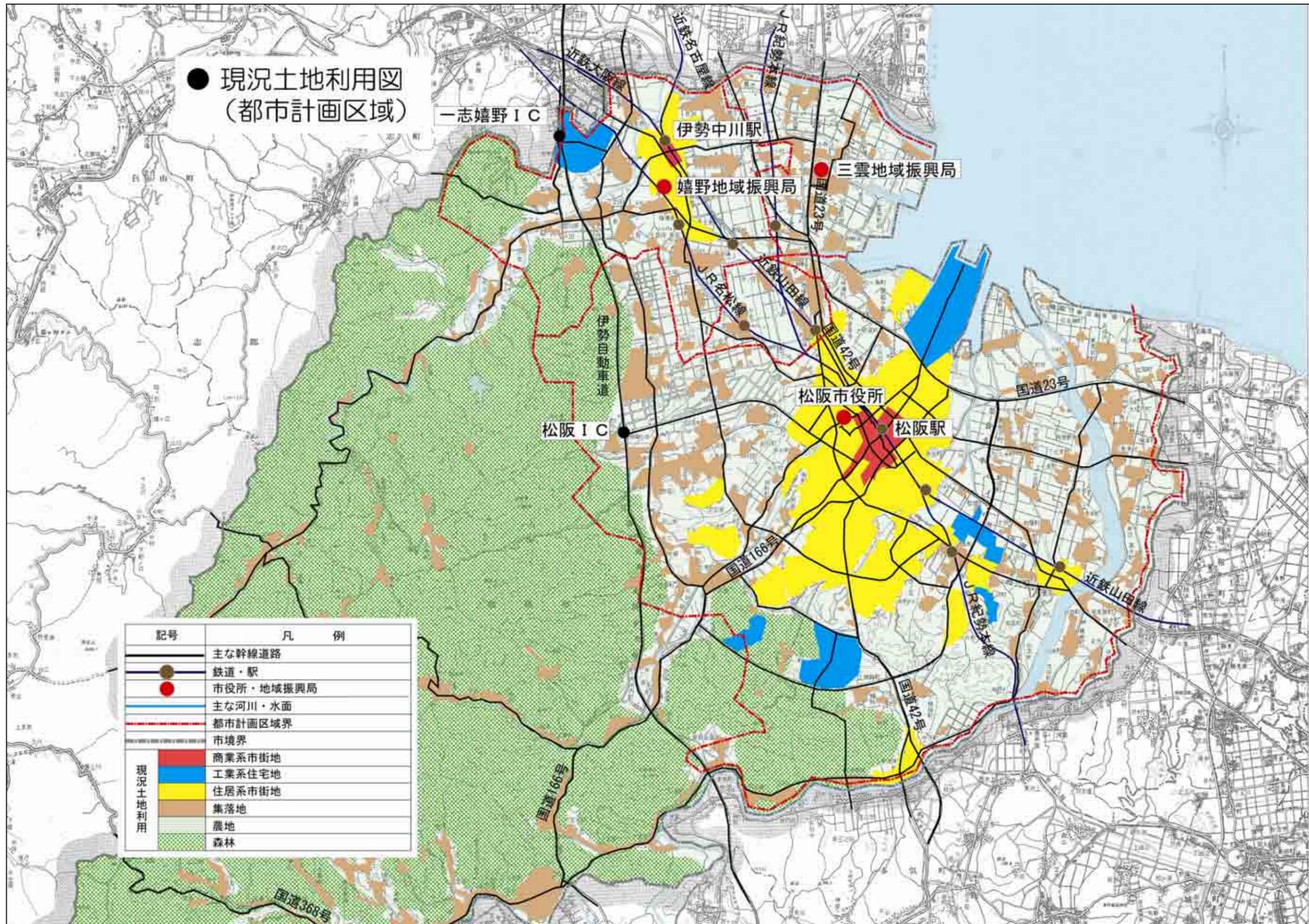
項目	宅地系				農地系		その他		計		
	住宅用地		工鉱業用地		植林		件数	面積	件数	面積	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積					
松阪市	160	10.28	1	0.09	20	2.08	192	26.35	373	38.80	
管内	本庁	93	5.63	1	0.09	18	1.86	142	19.91	254	27.49
	嬉野	37	2.42					21	3.88	58	6.30
	三雲	24	2.07					15	1.51	39	3.58
	飯南	6	0.16			2	0.22	14	0.91	22	1.29
	飯高							1	0.14	1	0.14

資料：平成 15 年度土地利用動向調査（三重県）

● 現況土地利用図



記号	凡例
	主な幹線道路
	鉄道・駅
	市役所・地域振興局
	主な河川・水面
	都市計画区域界
	市境界
	商業系市街地
	工業系住宅地
	住居系市街地
	集落地
	農地
	森林



## 2. 法適用・規制の状況

### (1) 都市計画法

#### ① 都市計画区域

本市の都市計画区域には、松阪都市計画区域、嬉野都市計画区域、三雲都市計画区域がある。これら3つの都市計画区域面積は 17,437ha で本市の総面積の 27.9%を占めている。

また、松阪都市計画区域、嬉野都市計画区域は線引きがされているが、三雲都市計画区域は非線引きである。市街化区域面積の合計は、2,898ha で本市の総面積の 4.6%、市街化調整区域面積の合計は 12,650 ha で本市の総面積の 20.3%、非線引きが 1,889ha で本市の総面積の 3.0%となっている。

#### ● 都市計画区域の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区域別	面積 (ha)	構成	
松阪市	62,380.0	100.0%	—
都市計画区域	17,437.0	27.9%	100.0%
市街化区域	2,898.2	(4.6)	16.6%
市街化調整区域	12,649.8	(20.3)	72.5%
非線引き	1,889.0	(3.0)	10.9%
都市計画区域外	44,943.0	72.1%	—
本庁管内(松阪都市計画)	20,965.0	100.0%	—
松阪都市計画区域	12,697.0	60.6%	100.0%
市街化区域	2,584.3	(12.3)	20.3%
市街化調整区域	10,112.7	(48.3)	79.7%
非線引き	—	—	—
都市計画区域外	8,268.0	39.4%	—
嬉野管内(嬉野都市計画)	7,799.0	100.0%	—
嬉野都市計画区域	2,851.0	36.6%	100.0%
市街化区域	313.9	(4.0)	11.0%
市街化調整区域	2,537.1	(32.6)	89.0%
非線引き	—	—	—
都市計画区域外	4,948.0	63.4%	—
三雲管内(三雲都市計画)	1,889.0	100.0%	—
三雲都市計画区域	1,889.0	100.0%	100.0%
市街化区域	—	—	—
市街化調整区域	—	—	—
非線引き	1,889.0	100.0%	100.0%
都市計画区域外	—	—	—

※ 平成 18 年度に公有水面埋立により、本庁管内において行政面積が約 2ha 増加。

資料：松阪市都市計画課

## ② 用途地域指定

市街化区域が定められている松阪都市計画区域及び嬉野都市計画区域における用途地域の指定状況は、以下のとおりである。

### ● 松阪都市計画区域における用途地域指定状況

区 域 別	面積(ha)	構 成		容積率	建ぺい率	備考
住 居 系	1,626.9	63.0%	100.0%	-	-	
第一種低層住居専用地域	235.4	(9.1)	14.4%	100	50	高さ 10m
第二種低層住居専用地域	6.9	(0.3)	0.4%	100	50	高さ 10m
第一種中高層住居専用地域	44.8	(1.7)	2.8%	200	60	
第二種中高層住居専用地域	162.2	(6.3)	10.0%	200	60	
第一種住居地域	442.2	(17.1)	27.2%	200	60	
第二種住居地域	684.1	(26.5)	42.0%	200	60	
準住居地域	51.3	(2.0)	3.2%	200	60	
商 業 系	168.6	6.5%	100.0%	-	-	
近隣商業地域	70.6	(2.7)	41.9%	300	80	
商業地域	4.0	(0.2)	2.4%	500	80	
	94.0	(3.6)	55.7%	400	80	
工 業 系	788.8	30.5%	100.0%	-	-	
準工業地域	431.6	(16.7)	54.7%	200	60	
工業地域	67.8	(2.6)	8.6%	200	60	
工業専用地域	289.4	(11.2)	36.7%	200	60	
計	2,584.3	100.0%	-	-	-	

### ● 嬉野都市計画区域における用途地域指定状況

区 域 別	面積(ha)	構 成		容積率	建ぺい率	備考
住 居 系	209.5	66.7%	100.0%	—	—	
第一種低層住居専用地域	19.4	(6.2)	9.3%	100	50	高さ 10m
第二種低層住居専用地域	—	(—)	— %	—	—	
第一種中高層住居専用地域	4.0	(1.3)	1.9%	200	60	
第二種中高層住居専用地域	21.2	(6.8)	10.1%	200	60	
第一種住居地域	132.6	(42.2)	63.3%	200	60	
第二種住居地域	12.0	(3.8)	5.7%	200	60	
	12.8	(4.1)	6.1%	300	60	
準住居地域	7.5	(2.4)	3.6%	200	60	
商 業 系	19.2	6.1%	100.0%	—	—	
近隣商業地域	11.0	(3.5)	57.3%	200	80	
	2.6	(0.8)	13.5%	300	80	
商業地域	5.6	(1.8)	29.2%	400	80	
工 業 系	85.2	27.1%	100.0%	—	—	
準工業地域	35.7	(11.4)	41.9%	200	60	
工業地域	9.4	(3.0)	11.0%	200	60	
工業専用地域	40.1	(12.8)	47.1%	200	60	
計	313.9	100.0%	—	—	—	

## (2) その他の地域指定

都市計画区域に関わる都市計画指定の他に、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法に基づき各地域・地区指定が行われており、その状況は下表及び次図に示すとおりとなっている。

本市では、東部の平野部において都市計画区域及び農業振興地域、西部の丘陵地・山地は森林地域となっている。また、西部の山地は自然公園区域となっており、室生赤目青山国定公園のほか、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園が指定されている。

### ● 農業振興地域の指定状況（平成 17 年度）

単位：ha

項目	総面積	農用地						農業用 施設用 地等の その他
		農地				採草放 牧地	計	
		田	畑	樹園地	計			
農業振興地域	22,311	7,047	704	808	8,559	4	8,563	13,748
農用地区域	7,412	6,345	471	558	7,374	－	7,374	38
農振白地地域	14,899	702	233	250	1,185	4	1,189	13,710
基盤整備済み	4,559	4,245	255	47	4,547	－	4,547	12
基盤整備未実施	17,752	2,802	449	761	4,012	4	4,016	13,736

### ● 森林地域の指定状況（平成 16 年度）

単位：ha、%

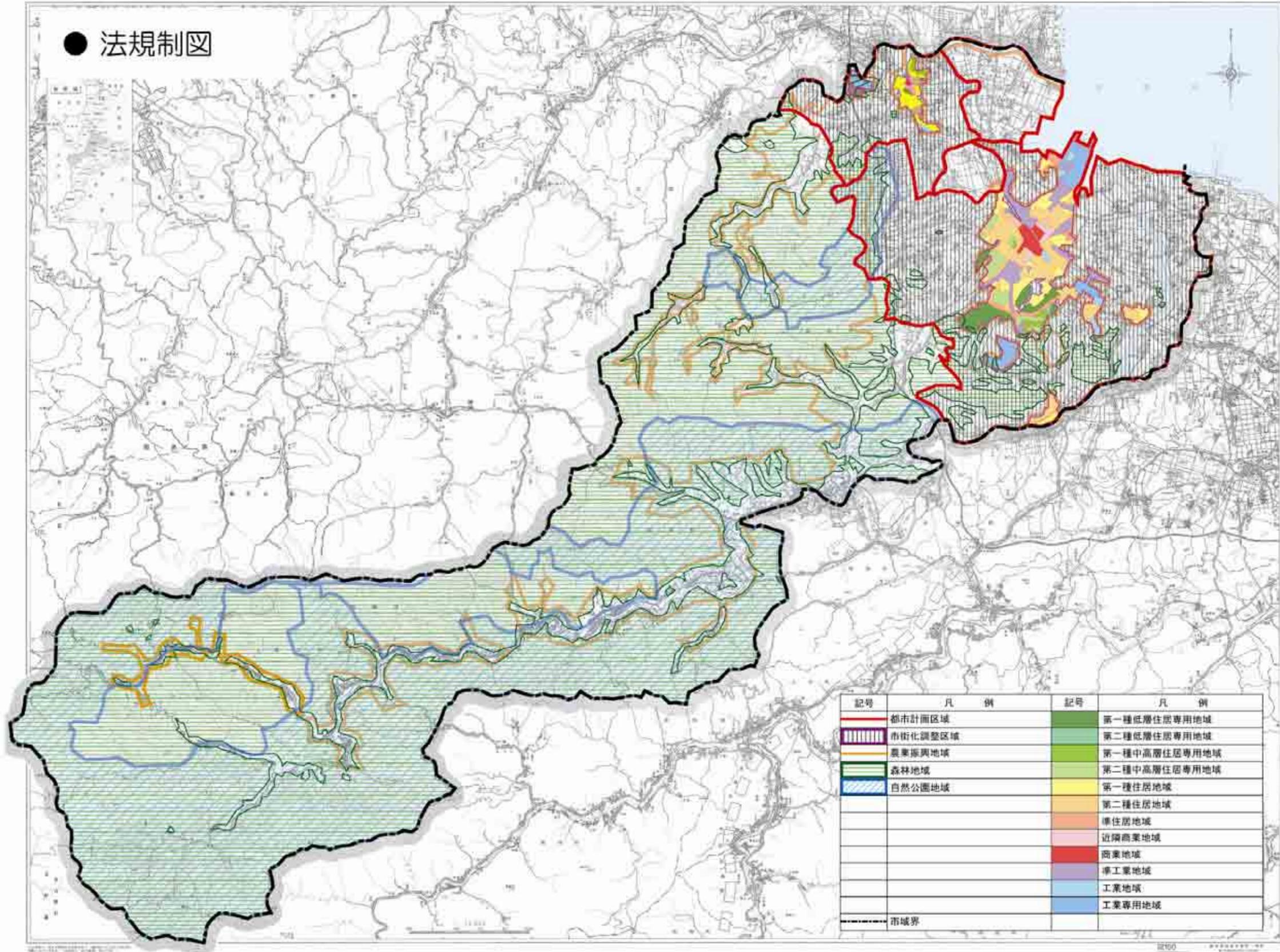
項目	森林面積	森林率	人工林率	国有林面積	民有林面積
松阪市	42,900.84	0.69	0.75	1,460.92	41,439.92

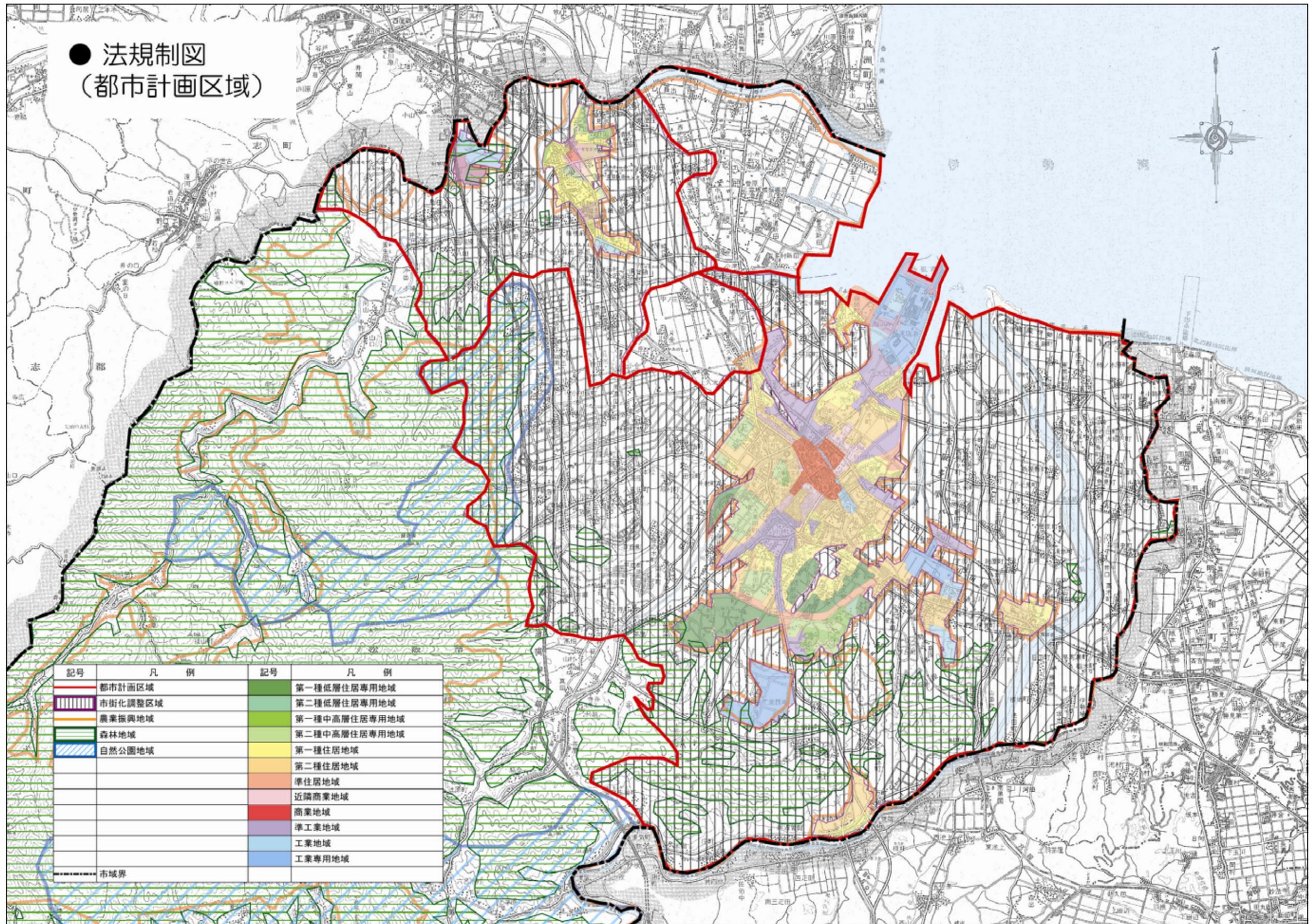
### ● 自然公園地域（松阪市分）の指定状況（平成 18 年 1 月現在）

単位：ha

種別	公園名	指定年月日	公園面積	特別 保護 地区	特別地域				普通 地域
					第1種	第2種	第3種	小計	
国定公園	室生赤目青山	昭和 45 年 12月28日	4,136	5	129	1,686	2,316	4,131	0
県立 自然 公園	赤目一志峡	昭和 23 年 10月14日	1,614	0	0	0	0	0	1,614
	香肌峡	昭和 28 年 10月1日	22,164	0	0	0	0	0	22,164
合計			27,914	5	129	1,686	2,316	4,131	23,778

● 法規制図





## 1-4 都市構造の現況

---

### 1. 松阪都市計画

松阪都市計画の土地利用は、松阪駅を中心に商業・業務が集積する商業系の土地利用がなされ、それを取り囲む形で住宅・アパート等の住居系の土地利用がされている。また、幹線道路沿道に近隣型の商業地が形成されているほか、郊外型大型店が出店している。工業系の土地利用として、臨海部の大口工業団地、内陸部に上川工業団地、松阪中核工業団地が形成されている。さらに、市街地の東部及び西部に農村集落を含む優良農地が形成され、近畿自動車道以西は、森林となっている。

市街地では、松阪駅周辺において市街地再開発事業、駅前広場の整備等の中心市街地の活性化に向けた取組みを進めている。また、市街化区域の縁辺部では、高町、川井町、久保町などで宅地化が進んでいるほか、市街化調整区域内では松阪中部平成台やレインボータウン高田などの大規模な住宅団地が整備されている。

鉄道網は、近鉄山田線、JR 紀勢本線、JR 名松線の3路線があり、松阪駅は本市の交通結節点となっている。

道路網は、高規格幹線道路として近畿自動車道、都市幹線道路として国道 23 号、42 号、166 号があり、これらの幹線道路を軸として、放射・環状型の道路網が形成されている。さらに、(都)高町松江岩内線、(都)松阪公園大口線、(都)大平尾外五曲線、国道 42 号松阪多気バイパス、(都)三渡櫛田橋線等の道路や街路の整備を進め、道路網の拡充を図っている。

平成 18 年度には、海上アクセスターミナルが開港し、南三重の玄関口として地域活性化への寄与が期待される。

まとまりのある緑としては、区域南部の丘陵地から西部の山地・丘陵地にかけて森林があり、水系としては、櫛田川、阪内川などの河川が流下し、良好な自然景観が形成されている。

公園については、都市公園である松阪公園や中部台運動公園、農業公園であるベルファームが整備されているほか、東部地域の拠点的な施設として松阪市総合運動公園の整備を推進している。

公共下水道については、下水道計画区域を定め、事業認可を受けたところから整備促進を図っている。

城下町や旧街道のまちとして発展してきた殿町、魚町・本町、射和町・中万町などの市街地・集落地では、文化資源や歴史的なまちなみが残されており、貴重な景観資源、観光資源となっている。

## 2. 嬉野都市計画

嬉野都市計画の土地利用は、中川駅周辺土地区画整理事業区域を中心とする商業系と住居系の土地利用からなる市街地と、それを取り囲む形で集落を含む農地で形成されている。また、一志嬉野IC付近には、工業系の土地利用として、天花寺工業団地があるが、未利用地が存在する。

市街地では、土地区画整理事業が実施され都市基盤の整備が行われ、事業区域への商業立地、住宅立地が進んでいるが、マンション、アパートなどの共同住宅の立地が顕著である。そのため、新しい共同住宅の進出により、旧来の市街地内の共同住宅に空家が見受けられるなど市街地の空洞化が見られる。

鉄道網は、近鉄山田線、近鉄名古屋線、近鉄大阪線、JR 名松線の4路線があり、伊勢中川駅は名古屋・大阪方面への交通結節点となっている。

道路網は、高規格幹線道路として近畿自動車道のほか、(主)嬉野美杉線、(主)松阪久居線を幹線道路とする概ね格子型の道路網が形成されている。また、国道23号中勢バイパス、(都)小山宮古線の整備が進められている。

まとまりのある緑としては、丘陵地の森林や農地の緑、水系としては、中村川、雲出川、三渡川などの河川が流下し、良好な自然景観が形成されている。

公園については、区画整理事業地内の街区公園の整備を進めている。

公共下水道については、下水道計画区域を定め、事業認可を受けたところから整備促進を図っている。

区域内には、天白遺跡、向山古墳などの豊富な歴史文化資源、歴史的な集落景観があるほか、近畿自動車道以西の丘陵地にはゴルフ場が立地している。

## 3. 三雲都市計画

三雲都市計画の土地利用は、区域の中央を南北に縦貫する国道23号沿道には、ロードサイド型店舗が立地し、商業系の土地利用がされており、南部には三重県中央卸売市場が立地している。その他の大半は農村集落を含む農地となっている。

鉄道網は、近鉄山田線、JR 紀勢本線、JR 名松線の3路線があり、松ヶ崎駅周辺の整備が行われた。

国道23号以西の集落地において、アパート等のミニ開発が進んでおり、これらの無秩序な開発の進展により、排水問題の発生が懸念されている。

道路網は、国道23号、42号、(県)嬉野津線、(県)白山小津線を幹線道路とする格子型の道路網が形成されている。また、国道23号中勢バイパスの整備が進められている。

まとまった緑としては、農地の緑があり、水系としては、雲出川、三渡川、碧川などの河川が流下している。また、碧川や鵜海岸は豊かな自然環境・景観が残されている。公園については、雲出川河川敷公園が整備されている。

公共下水道については、下水道計画区域を定め、事業認可を受けたところから整備促進を図っている。

区域内は地形的に低地であるため、豪雨時は農地、集落を含めて浸水しやすく、湛水防除施設など各種施設の整備を進めている。

区域内には、旧参宮街道の市場庄町のまちなみ、松浦武四郎記念館、ハートフルみくもなどの歴史・文化資源や観光資源がある。

#### 4. 都市計画区域外

都市計画区域外の土地利用は、国道 166 号、(県)小片野駅部田線、(県)嬉野美杉線などの幹線道路沿道に集落が形成されており、集落周辺及び集落内に農地を形成している。その他の大半は森林となっている。また、国道 166 号沿道には、地域周辺を対象とした商業・業務機能が集積しており、周辺では住宅化が進んでいる。その他の地域では人口の流出、高齢化などに伴い、集落地内では空き家の発生が見られるほか、森林、農地の荒廃が進んでいる。

道路網は、国道 166 号、(県)小片野駅部田線、(主)嬉野美杉線、(主)合ヶ野松阪線、(主)松阪青山線を幹線道路として道路網を形成している。また、(主)嬉野美杉線、(主)合ヶ野松阪線、(主)松阪青山線の整備が進められている。

まとまりのある緑としては、丘陵地の森林や農地の緑、水系としては、櫛田川、中村川などの河川が流下し、良好な自然景観が形成されている。また、県立赤目一志峡自然公園、県立香肌峡自然公園が指定されているなど観光資源、自然資源が豊富である。

#### 5. 飯南管内・飯高管内

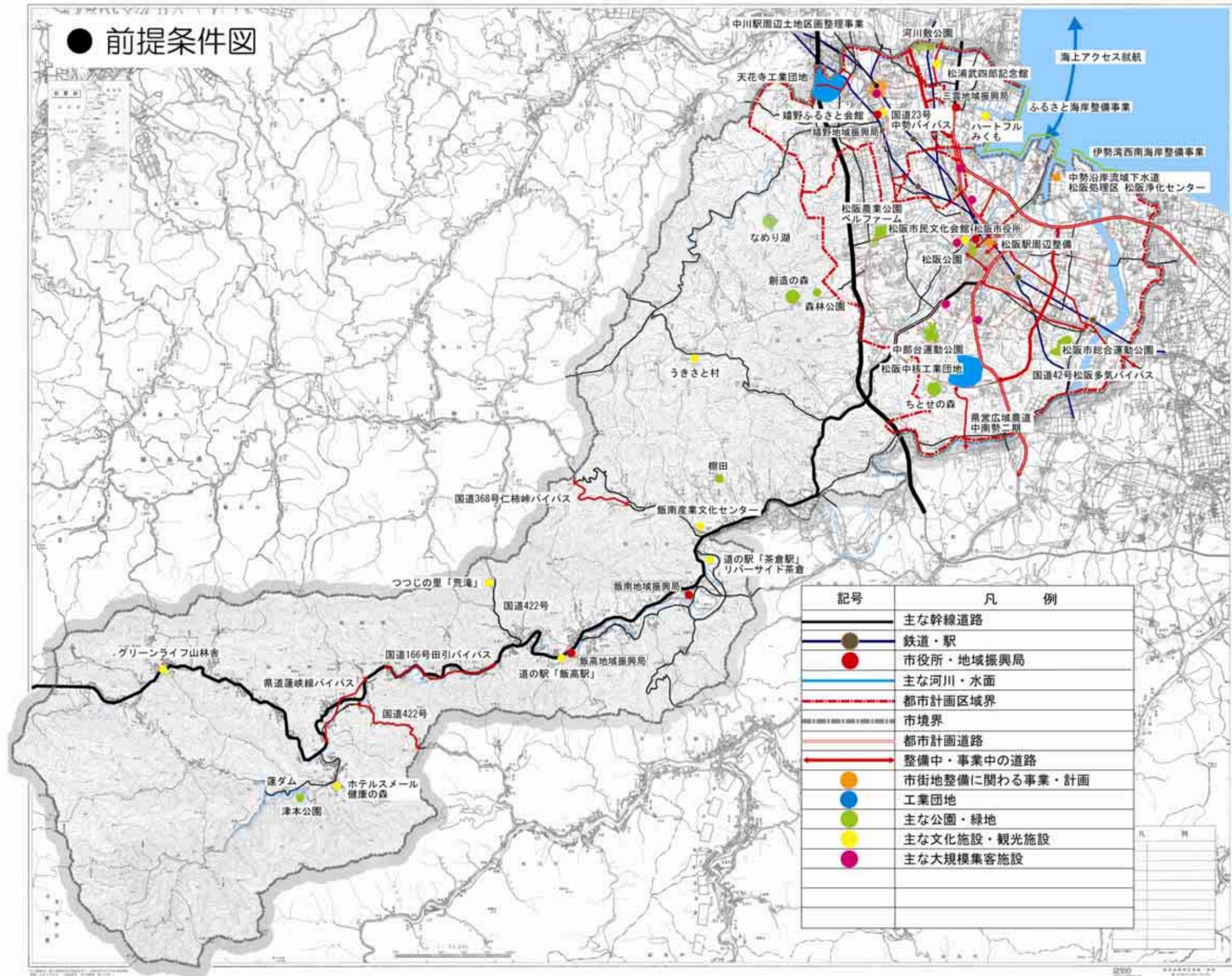
飯南管内・飯高管内の土地利用は、地形的に山地であることから、大半が森林となっている。国道 166 号、県道などの幹線道路沿道に集落が形成されており、集落周辺及び集落内に農地を形成している。

人口の流出、高齢化などに伴い、集落地内では空き家の発生が見られるほか、森林、農地の荒廃が進んでいる。

道路網は、東西を横断する国道 166 号を中心として、国道 368 号、422 号、(県)片野飯高線、(県)蓮峡線などの幹線道路により形成している。また、国道 368 号仁柿峠バイパスの整備、国道 166 号田引バイパス(田引～栗野間)の改良などが進められている。

豊富な緑は、水源涵養の役割を果たし、櫛田川の源流域となっている。また、室生赤目青山国定公園、県立香肌峡自然公園が指定されているほか、道の駅茶倉及び周辺のハイキングルート、飯高の駅、ホテルスメール、キャンプ場、グリーンライフ山林舎などの観光資源、自然資源が豊富である。

6. 前提条件図



## 1-5 都市づくりに関わる市民意向

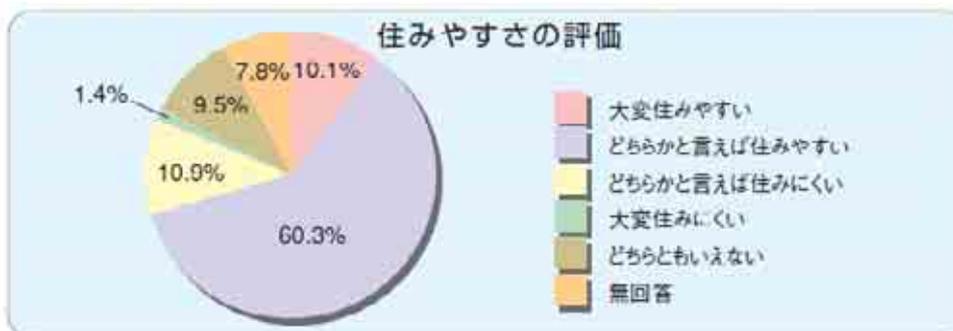
松阪市総合計画の策定にあたって実施された「松阪市民意識調査」（平成 17 年 6 月実施）のうち、都市づくりに関わる市民意向の概要を以下に示す。

### 1. 本市の住みよさ

本市の住みよさについては、「どちらかと言えば住みやすい」が 60.3%と最も多く、これに「大変住みやすい」（10.1%）をあわせた“住みやすいと感じている人”が約 7割（70.4%）を占めている。

住みやすい理由として、「住み慣れている」（53.2%）が最も多く、次いで「日用品などの買物の便がよい」（38.2%）、「緑が多く自然環境がよい」（34.8%）、「住居に満足している」（32.5%）の順となっている。

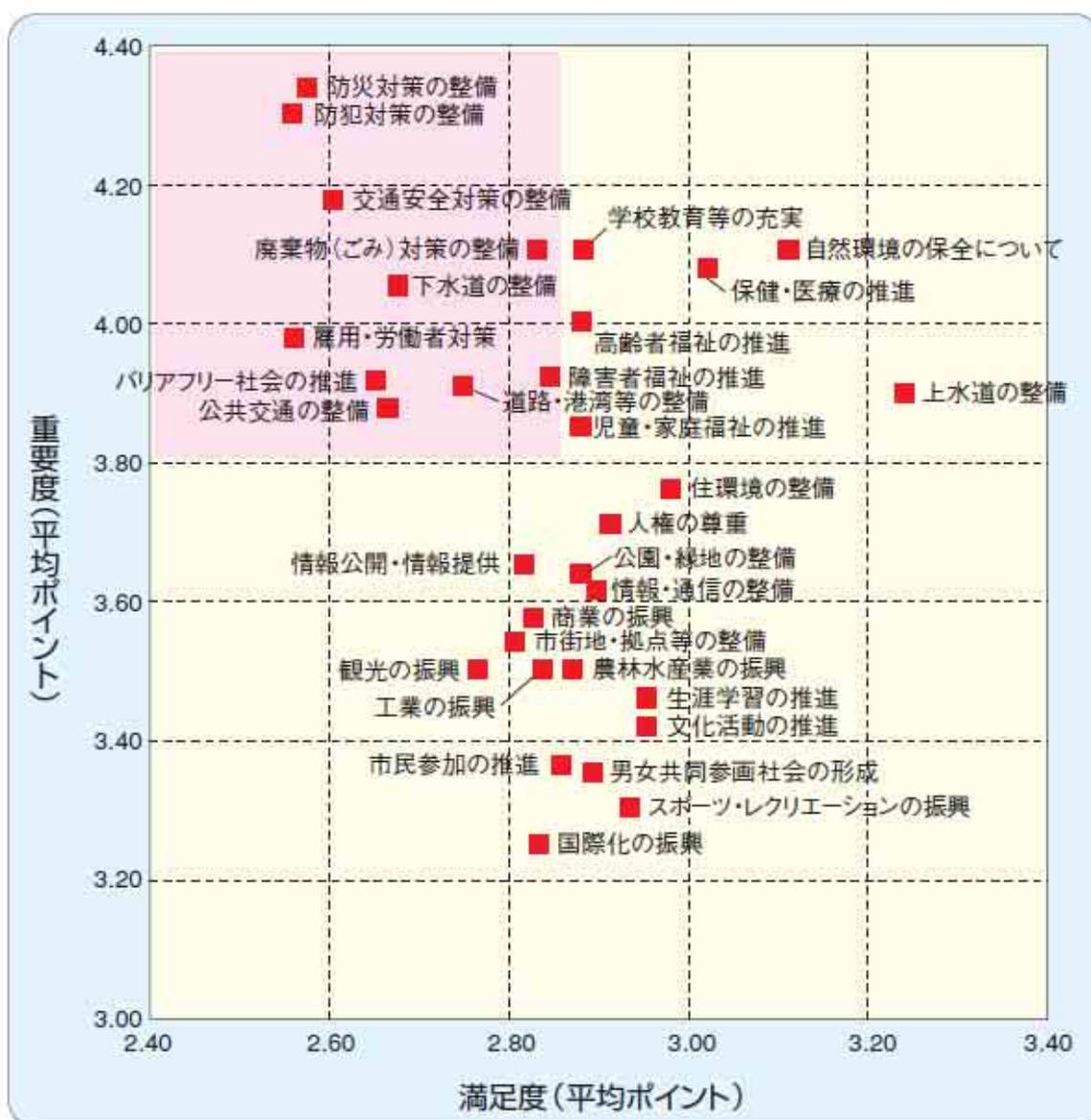
一方、「身近に公園施設が整っている」、「道路や下水道が整備されている」など、都市施設の整備に対する評価が低くなっている。



## 2. 施策への要望

市民生活に関係の深い施策や事業 32 項目について、その満足度と重要度を調査し、それぞれの満足度と重要度の平均ポイントを散布図に表すと以下ようになる。

この散布図で満足度が低く、重要度が高い項目としては、「防災対策の整備」、「防犯対策の整備」、「交通安全対策の整備」、「廃棄物(ごみ)対策の整備」、「下水道の整備」、「雇用・労働者対策」などがあげられている。



## 1-6 都市づくりの課題の抽出

---

### 1. 市町合併に伴う一体の都市としての整備・開発及び保全の必要性

#### 1) 都市計画区域の再編・一体化

現在、本市の都市計画区域は、松阪・嬉野の2つの線引き都市計画区域と、三雲の非線引き都市計画区域の3つの区域に分かれており、市町合併により一体化した行政区域を、一体の都市として整備・開発及び保全していくための枠組みとはなっていない。

今後は、市町合併に伴い一体化した行政区域を一体の都市として整備していくために、3つの区域に分かれている都市計画区域を再編し、一体化することが求められている。

#### 2) 地域間の連携強化

現在の交通体系は、交通結節点である松阪駅を中心に、放射状・環状の道路網が形成されているが、松阪駅と嬉野・三雲・飯南・飯高の各管内とを結びつける結節性、及び管内相互の結節性の強化が求められている。

今後は、これまでの道路網を、松阪駅と各管内との結節、管内相互の結節を強化する道路網の配置を含めて見直し、各管内の役割分担・機能分担と相互の連携を強化することによって、都市の一体化を支える基盤整備を進めることが必要である。

さらに、以下に示す、国道23号中勢バイパスの整備、海上アクセスの開設への対応として、これらと既存のインターチェンジ、鉄道駅、市街地等との連絡性を高めることも重要である。

### 2. 都市構造に変化を与える整備事業

#### 1) 国道23号中勢バイパスの整備への対応

国道23号中勢バイパスは、広域的な幹線道路として早期整備を求められている路線であり、現在は一部の区間で暫定2車線による供用が開始されている。

整備完了後の交通流動の変化は、都市構造・土地利用の変化の要因として、その影響は大きいことから、適切に受け止めていくことが求められている。

#### 2) 海上アクセスの開設への対応

海上アクセスの開設は、これまで物資流動の拠点であった松阪港が、中部国際空港等との人の流動の拠点ともなる変化の要因であり、広域的な観光客等の玄関口としての利便性を高めるとともに、松阪地域の観光資源への立ち寄り・滞在の誘導などの対応によって、市内各地域の活性化に結びつけていくことが重要である。

### 3. 土地利用

#### 1) 現況の土地利用の維持・増進に向けた適切な土地利用の誘導

基本的には、現況の土地利用の方向を維持することが求められており、適切な整備・開発及び保全を誘導することによって、持続可能な土地利用を進める必要がある。

#### 2) 人口減少社会の到来に向けた適切な市街地の確保等

本市全体の人口・世帯数は増加しているものの、今後少子高齢化の進展に伴い、人口減少に転じることが予測される。

こうした中で、地域別の人口・世帯数は、本庁、嬉野、三雲管内で増加している一方、飯南・飯高管内の中山間地域では減少しており、地域的な動向には相違が見られる。

今後は、これまでの拡大型の都市づくりを改め、既成市街地等が持つ利便性を活用したコンパクトシティを実現していくために、人口・世帯数が増加している地区の人口を適切に収容する市街地のあり方を検討する一方、人口減少が見られる中山間地域では、コミュニティの維持と自然環境保全の担い手としての人口定住化策を検討することが求められている。

#### 3) 農地の保全

一部に開発意向が見られるものの、営農意欲が高い地区もあり、引き続き農地の保全に努めて行くことが求められている。

また、三雲管内では、開発の進展に伴う農業と住宅との調和を図る必要がある。

一方、担い手の高齢化や減少によって、農地の保全への対応が困難となりつつあり、担い手の育成と地域営農の推進、消費者ニーズを踏まえた食の安全安心、地産地消、食育の推進、地域の特性を活かした農業の推進、都市と農村の交流を含めた農業・農村の活性化が必要である。

#### 4) 丘陵地・中山間地域の森林の保全

木材・木製品価格の低迷による林業の衰退により、丘陵地・中山間地域の人口減少・少子高齢化が加速しており、森林の荒廃、伐採地の未植樹の問題が見受けられる。

一方、未利用農地への植林などが行われており、農地の森林化が進んでいる。

水源かん養も含めた多様な機能を有する森林の保全が懸念されるとともに、集落・農地維持機能の保持・継続が求められている。

#### 5) コミュニティの継続性の確保等に向けた土地利用の更新

本市の古くから集積した市街地・集落地では、狭隘な旧街道等に面して、間口の狭い短冊状の宅地が連なる地区が多く、自動車利用に頼らざるを得ない現在の生活様式と相まって、多世代居住が困難な状況となっている。

空家・空地の発生の抑制を含めて、これらの市街地・集落地におけるまちづくりやコミュニティの継続性を確保していくためには、当該地区の適切な更新や周辺の土地利用

のあり方を検討していく必要がある。

## 6) 市街化区域内における低・未利用地の整序

幹線道路網の整備による立地条件の変化によって、市街化区域外縁において商業系開発などが行われている一方、市街化区域内には農地などの都市的未利用地が残っている。

法制度の改正動向を踏まえた商業系開発の適切な誘導が求められる一方、市街化区域内農地の整序或いは市街化調整区域への編入の検討が必要となっている。

## 7) 適切な開発の誘導

非線引き都市計画区域である三雲都市計画区域内において、比較的集積した集落地周辺の生活基盤が不十分な地域で、虫食的な農地転用、建築動向が見られており、三雲管内における適切な土地利用の誘導が求められている。

また、ミニ開発による旺盛な住宅立地が進展している地区では、食い違い道路・行き止まり道路の発生などが見受けられ、これらの発生を抑制していくためにも、計画的なまちづくりが求められている。

一方、新しい共同住宅の進出により、旧来の市街地内の共同住宅に空家が見受けられるなど、需要と不均衡な住宅供給による市街地の空洞化が懸念されており、適切な共同住宅開発のあり方が求められている。

さらに、住居系と工業系の土地利用が混在している地区や、住居系を中心とした土地利用・建物利用に対し、商業系用途が指定されている地区などもあり、住環境や事業環境の保全やバランスある土地利用を誘導するために用途地域指定の見直しを検討する必要がある。

## 8) 地域の拠点となる飛び市街地の機能充実

本市東部の飛び市街地は、東部地域の拠点的な地区であり、一部には歴史的な景観も形成された地区もある一方、市街化区域内農地の市街化調整区域への編入要請も一部には見られている。

今後は、歴史的な景観や営農意欲等との調和のもとで、道路や下水道等の生活基盤の整備や地域の拠点となる市街地としての機能充実に努めて行く必要がある。

## 9) 工業系土地利用の適切な誘導

本市の工業は、過去の統計から事業所数、従業者数とも減少傾向にある。

工業系市街地の一部に農地や工場跡地等の都市的未利用地が残る箇所があり、流通業務系団地として位置づけられた地区においては土地利用が進展していない。

そのため、工業系市街地等への計画的な工業立地の誘導による土地利用の促進が必要であるとともに、工業用地としての役割を終えた一部の地区では、周辺の土地利用との整合のもとでの土地利用転換を進める必要がある。

## 4. 市街地及び集落地等の整備

### 1) 市街地等の空洞化への対応

#### ① 中心市街地の活性化と、沿道用地の適切な活用の誘導

本市の商業は、過去の統計から商店数、従業者数、年間販売額とも横ばいから、減少傾向にある。

こうしたなかで、本市の中心部である松阪駅周辺では、幹線道路沿道への商業・サービス業等の進出などに伴い、空き店舗や住宅を含めた空家・空地が増加し、空洞化が進行している。

また、中心部の商業系用途地域では、比較的高い容積率を活用したマンションの立地も見られ始めており、中心部における人口増加に寄与する一方、商業地としての集積が失われつつある。このことは比較的新しい嬉野管内の伊勢中川駅周辺の計画的に整備された土地区画整理事業区域でも見られ、商業地域へのマンションの立地など想定した市街地像と異なる土地利用が見られている。

一方、より大規模で複合的な商業施設の立地がさらに進んだことによって、幹線道路沿道などに立地してきた比較的小規模な沿道商業・サービス業等の撤退が見られ、沿道用地の空洞化も進んでいる。

これらを踏まえ、松阪駅を中心とした中心市街地の活力の向上を図るために、空家、空店舗対策を進めながら、駅前広場や道路などの基盤整備と併せた市街地再開発事業により、中心市街地の活性化を図るとともに、商業系用途地域における低層階への商業施設の立地誘導を図ることによって、松阪駅及び伊勢中川駅周辺の機能充実が求められている。また、沿道用地の適切な活用を誘導する必要がある。

#### ② 多世代が複層的に居住する市街地・集落地・住宅団地への誘導

核家族化の進展は、市街地・集落地の人口減少から高齢単身世帯等の増加、空家の発生に至る一つの要因であり、市街地・集落地の空洞化・高齢化が懸念されている。

また、市街地周辺の住宅団地では、将来的に同時期の高齢化などが懸念されており、コミュニティの継続性の確保に向けて、多世代が複層的に居住する市街地・集落地・住宅団地に誘導するために、適切な更新や周辺における居住空間の確保が求められている。

#### ③ 歴史的な街並みの保全・整備

殿町、魚町・本町、射和町・中万町、市場庄町などの歴史的な市街地・集落地では、空家・空地の増加や近代的・現代的な建築物への建替えなどにより歴史的景観が失われつつある。

景観マスタープラン及び景観条例等に基づき、都市計画制度や景観法による各種制度を活用しながら、歴史的な街並みの保全・整備に努めることが求められている。

#### ④ 中山間地域における人口定住化の促進

飯南・飯高管内の集落地では、中山間地域の人口減少・少子高齢化の進展により、コミュニティの維持への懸念や、日常購買需要の低下により暮らしを支える小規模な商業集積の維持への懸念が想定される。

人口定住化を促進等に向けて空家対策や空地の活用を図る必要がある。

#### 2) 住環境の保全

市街地では、住居系を中心とした土地利用・建物利用に対し、準住居地域や準工業地域など比較的緩やかな用途地域が指定されており、今後建替え等が進行した際に、住環境と新たな建築物との調和が懸念されており、住環境の保全が求められている。

さらに、住宅等の建替え時にセットバックに対する違反が発生しており、適切な対応が求められている。

### 5. 道路・交通体系

#### 1) 合併及び交通体系整備に伴う道路交通網の配置検討

合併及び国道23号中勢バイパスや海上アクセスの開設を踏まえ、都市を一体化するために、また、鉄道駅、インターチェンジ等の既存の交通拠点と新たな交通拠点の結節性を強化するために、道路交通網の配置検討が求められている。

#### 2) 幹線道路網の計画的な整備

本庁と各振興局並びに各振興局間の連絡、各集落地から各振興局や鉄道駅などへの連絡は、主に国道・県道等が担っており、これらの連絡性を高めるために、今後とも国道・県道・都市計画道路をはじめとする幹線道路網の計画的な整備が求められている。

#### 3) 長期未整備の都市計画道路の見直し

長期未整備の都市計画道路網の見直しは、全国的に進められつつあり、本市においても、当初の都市計画決定以降、長期に未整備であり、かつ今後の整備に困難が予想される路線や、歴史的な資源との調和が必要な路線などが存在している。

本市においても、新たな時代の潮流等を踏まえつつ、長期未整備の都市計画道路を適切に見直しに行くことが求められている。

#### 4) 通学路などの計画的な整備

通学路となっている路線を中心に、歩道設置の要請があり、狭隘な幹線道路における一方通行規制の導入検討も含めて、関連機関との調整のもとでの歩道の設置など通学路の計画的な整備が求められている。

## 5) 骨格的な生活道路の整備

古くからの集積がある市街地や集落地では、地区内の道路が狭く、災害・火災の発生時における消防車の進入や避難経路の確保に懸念がある地区もあり、骨格的な生活道路の整備が求められている。

## 6) 公共交通の確保

高齢者・障害者・年少者など自動車を利用できない交通弱者の買物・通学などの利便性の確保や自動車利用の低減による環境保全に向けて、コミュニティバスを含めたバス路線網の充実が求められている。

また、広域的な観光や松阪地域の観光資源への玄関口として期待される海上アクセスの活用に向けて、鉄道駅との接続の確保やバス路線の利便性の向上などが求められている。

# 6. 公園・緑地及び自然的な環境

## 1) 計画的な公園の整備

松阪市総合運動公園は東部地域の拠点的な施設として期待されており、当該公園を始めとする都市基幹公園などの都市公園の整備、古墳や河川、未利用地を活用した公園の整備が求められている。

## 2) 緑地の保全

市街化区域内に残る貴重な緑地やランドマークともなる樹木などは都市に潤いをもたらしており、松阪市の景観を特徴づけている市街地周辺の緑地を含めて緑地や樹木の保全が求められている。

## 3) 河川・旧道等を活用したネットワーク化

伊勢湾を望む海岸部を含めて、櫛田川、雲出川などの河川の水辺や、参宮街道・和歌山街道などの旧道は、本市の自然資源・歴史資源を結びつける軸となっており、歩行者・自転車による快適で安全な移動経路として、また、生き物の生息空間の連続性を高める軸として、河川・旧道等を活用した公園・緑地のネットワーク化が求められている。

## 4) 都市緑化の推進

本市内では、自治会活動を通じた道路、河川への植栽などの取り組みが進められており、これらの活動を積極的に評価・PRするとともに、活動の拡大を進めることによる都市緑化の推進が求められている。

## 5) 自然的環境の保全・創出

荒廃が進んでいる森林の計画的な整備とともに、民有林の適切な間伐の促進や伐採跡

地の天然林化等の促進など森林の保全や、自然公園区域の保全と利用が求められている。

また、櫛田川河口部の干潟や鵜海岸などの海岸部の保全と活用や、緑地保全制度の活用などによる身近な動植物の生息域の確保など、自然的環境の保全が求められている。

## 7. 河川・海岸・下水道

### 1) 河川の整備

豪雨時の浸水対策のために、櫛田川、三渡川、雲出川、中村川、百々川などの河川改修を引き続き進める必要がある。

### 2) 無秩序な開発による排水問題の抑制

市街地や集落地を含めて浸水履歴のある嬉野・三雲管内では、特に三雲管内における無秩序な開発等による排水問題の抑制に向けて、農地を保全する区域と開発を許容する区域を明確に区分していくとともに、両管内の排水問題を解決するために、一体的な排水計画の検討を行う必要がある。

### 3) 海岸の整備

伊勢湾に面した海岸部では、高潮・波浪等による災害を防止するため、津・松阪港海岸整備事業、伊勢湾西南海岸整備事業の促進を図るとともに、海岸の自然環境・自然景観の保全と活用に努める必要がある。

### 4) 公共下水道及び汚水処理施設の整備

市街地における浸水の防止のために、公共下水道事業認可区域における雨水排水施設の整備を進めるとともに、公共用水域の水質の保全を図るために、汚水処理施設については、公共下水道の整備及び農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及を進めることが求められている。

## 8. その他の都市計画施設等の整備

### 1) その他の都市計画施設の整備

一般廃棄物焼却施設、火葬場、市場などの供給処理施設は、都市計画施設であり、都市計画制度の手続きを踏まえて配置・規模等を決定し、整備することとされている。

本市においては、合併に伴う施設再編や老朽施設の再整備の検討を踏まえて、適切な配置と規模等を都市計画に定め、計画的な整備を進める必要がある。

### 2) 低・未利用公共用地の適切な活用

本市には、現在、低・未利用となっている公共用地がある。

これらの低・未利用の公共用地・公共施設跡については、公共施設の用途変更・改装

による再活用を含めて、全市的な見地からの検討を含めて、地域で不足する施設の配置などの適切な活用を検討していくことが求められる。

## 9. 安全・安心のまちづくりの推進

密集地における建物の耐震化等による防災性の向上、公共施設の耐震性の継続的な改善、浸水履歴地を中心とした排水対策の展開、災害発生が懸念される地域の市街化の抑制、消防車の進入が困難な消防活動困難区域の解消など都市防災対策を進める必要がある。

また、通学路・骨格的な生活道路の整備や、市街地・集落地における空家・空地対策などの空洞化防止及びコミュニティの継続性の確保策もまた、犯罪や災害の発生に対する地域の抑止力の向上に寄与するものと考えられる。これらの対策や、自治会による防犯灯の設置支援なども含めて総合的な安全・安心のまちづくりを進める必要がある。

## 10. 景観の形成

本市の景観は、丘陵地・中山間地域に広がる森林から流下する数多くの河川により形成された、伊勢湾の海岸・海浜景観を望む伊勢平野の肥沃な農地を基調に、恵まれた立地条件から形成された城下町や旧街道沿いの歴史的な建築物の集積が見られてきたが、都市化や旧来の市街地・集落地の空洞化の進展に伴い、これらの景観は失われつつある。

今後は、景観マスタープランに基づく景観条例の制定を踏まえ、都市計画制度や景観法の活用を図りながら、景観の保全・形成を重点的に図るべき、景観重点地区における景観づくりのルールの具体化などが求められている。

また、幹線道路沿道・河川・海岸の修景・風景の保全、緑化の促進、自然的環境・歴史的環境の保全、河川・水路の流水の通年化などによる農村の風景づくりなど、ゆとりや快適さが感じられる都市景観形成に向けた取組みが求められている。

### 11. 福祉のまちづくりの推進

松阪駅周辺に集積する都市機能を活用した松阪市中心部における福祉のまちづくりが求められている。

こうした公共施設が集積し、各地域の拠点等となる市街地・集落地については、重点的な道路・公共施設のユニバーサルデザイン化の推進とともに、バリアフリー新法の普及による民間施設のユニバーサルデザイン化を促進することが求められている。

また、市街地・集落地の適切な更新や周辺部における居住空間の確保を進め、住み慣れた地域における居住を促進し、コミュニティの継続性を確保していくことも重要となっている。

さらに、日常生活圏内の安全性・快適性の向上や交通弱者の移動の利便性を確保するための公共交通機関の充実など、福祉のまちづくりが求められている。

### 12. 観光のまちづくりの推進

海上アクセスの開設に伴う広域的な交通流動の変化のインパクトを活用した広域的な観光ネットワークの形成、合併に伴う豊富な資源と隣接市町の資源を含めたネットワ

ーク化を図ることが求められている。

また、広域的、国際的な観光客の受け入れに向けて、自然的・歴史的景観の保全・整備を図るとともに、市民が利用する公共施設への誘導を含めた適切な誘導・案内機能やトイレ・休憩場所などの便益施設の整備など利便性の向上への取組みが重要となっている。

### 13. 計画の推進

本市では、地域内分権・市民主体のまちづくりの展開を進めており、地域のまちづくりを支援するためには、必要に応じて、条例の整備や地区計画制度等の普及、導入促進などが求められている。

また、事業実施にあたっては事業間の調整による事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減が必要であり、事業目標の設定と効果の把握・検証を通じた一層の説明責任の向上など、都市経営の視点からの取組みが求められている。

さらに、都市計画事業実施の財源である都市計画税の適切な課税による受益と負担の明確化や、適切な開発指導と情報共有なども含めて計画の推進に向けた取組みが必要となっている。

# ● 課題抽出図

## 【土地利用】

- ・現況の土地利用の維持・増進に向けた適切な土地利用の誘導
- ・人口減少社会における適切な市街地の確保
- ・市街化区域内における低・未利用地の活用
- ・住環境の保全
- ・農地の保全
- ・コミュニティの継続性等の確保に向けた土地利用の更新
- ・適切な開発の誘導

## 【道路・交通体系】

- ・幹線道路の計画的な整備
- ・長期未整備の都市計画道路の見直し
- ・通学路などの計画的な整備
- ・骨格的な生活道路の整備
- ・公共交通の確保

## 【公園・緑地及び自然的環境】

- ・松阪市総合運動公園など計画的な公園の整備、緑地の保全
- ・河川・旧道等を活用したネットワーク
- ・都市緑化の推進
- ・自然的環境の保全・創出

## 【河川・下水道】

- ・河川の整備
- ・無秩序な開発による排水問題の抑制
- ・公共下水道及び污水处理施設の整備

## 【都市景観の形成】

- ・歴史的なまち並みの保全・整備
- ・幹線道路・河川・海岸沿いの修景・風景の保全、緑化の促進
- ・自然的環境・歴史的環境の保全
- ・地域の良さを生かした風景づくり

国道23号中勢バイパス整備への対応

工業系土地利用の適切な誘導

中心市街地の活性化

都市計画区域の再編・一体化

中山間地における人口定住化の促進

丘陵地・中山間地の森林の保全

地域間の連携強化

沿道土地利用の適切な誘導

海上アクセスの開設への対応

都市計画施設の整備促進  
(道路、公園等)

地域の拠点となる  
飛び市街地の機能充実

## 【その他都市計画施設】

- ・その他の都市計画施設の整備
- ・低・未利用公共用地の適切な活用

## 【都市防災対策、安全・安心のまちづくりの推進】

- ・密集地の建物、公共施設の耐震化
- ・浸水対策
- ・災害発生が懸念される地域の対策
- ・消防活動困難区域の解消 など

## 【福祉のまちづくりの推進】

- ・公共交通機関の充実
- ・ユニバーサルデザイン化の推進
- ・バリアフリー新法の普及促進
- ・観光客の利便性の向上

## 【観光のまちづくりの推進】

- ・広域的な観光ネットワーク化
- ・観光資源の活用
- ・観光客の利便性の向上
- ・観光視点からの景観整備

## 【計画の推進】

- ・地域内分権・市民主体のまちづくりの推進
- ・都市計画税の受益と負担の明確化

記号	凡例
—	主な幹線道路
●	鉄道・駅
●	市役所・地域振興局
—	主な河川・水面
—	都市計画区域境界
—	市境界
☼	松阪駅周辺
☼	地域振興局周辺
■	市街化区域
■	商業系市街地
■	工業系住宅地
■	住居系市街地
■	集落地
■	農地
■	森林

現況土地利用